

平成 28 年 9 月 15 日開会

第 3 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
9 月 15 日 (木)	
■ 議長開会の挨拶	5
■ 町長提案理由の説明	6
■ 議案審議	22
9 月 16 日 (金)・9 月 17 日 (土)	
9 月 18 日 (日)・9 月 19 日 (月)	
休 会	
9 月 20 日 (火)	
■ 一般質問	25
9 月 21 日 (水)	
■ 一般質問	
・ 8 番議員	26
美波町国土強靱化地域計画について	
小・中一貫教育について	
・ 4 番議員	35
今年度実施の人事管理・人事評価をどのように進めるのか	

見 出 表	頁
・ 9 番議員	42
サンクス裏山高台造成開発について	
地震・津波防災対策について	
・ 7 番議員	54
事前復興計画	
ナマズの養殖・ヤギの飼育	
・ 12 番議員	63
美波町国土強靱化地域計画	
議会と行政との関係	
総務産業建設常任委員会	
9 月 22 日（木）	
休会	
9 月 23 日（金）	
文教厚生常任委員会	
■ 議案審議	69
■ 請願	87
■ 閉会中の継続調査申出書について	91

平成 28 年 9 月 15 日開会

美波町議会第 3 回定例会会議録

平成 28 年 9 月 15 日美波町議会第 3 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
消防防災係長	近藤 和人	税 務 課 長	豊崎 浩司
住民生活課長	山本 浩一	保健福祉課長	島田 修
産業振興課長	小坂 進	建 設 課 長	鶴木 敏夫
水道課長	浜 孝至	支 所 次 長	花木美名子
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	坂本 理
美波病院事務長	橋本 一晴	日和佐診療所事務長	岡本 照彦
美波病院病院事業調整監	木本 節	総務企画課特定事業調整監	岸本 博志
監 査 委 員	青木 昭夫	教 育 委 員 長	原田 村美

1. 会議事件は次のとおりである。

【認定】 2 件

認定第 1 号 平成 27 年度美波町公営企業会計決算の認定について

認定第 2 号 平成 27 年度美波町歳入歳出決算の認定について

【報告】 2 件

報告第 5 号 平成 27 年度決算における健全化判断比率について

報告第 6 号 平成 27 年度決算における資金不足比率について

【町道路線変更議案】 1 件

議案第 46 号 町道路線の変更について

【条例議案】 1 件

議案第 47 号 美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）

【補正予算議案】 6 件

議案第 48 号 平成 28 年度 美波町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 49 号 平成 28 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 50 号 平成 28 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 51 号 平成 28 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 52 号 平成 28 年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 53 号 平成 28 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

【追加提出予定議案】 1 件

議案第 54 号 生きがい交流空間整備工事（第 2 分割）請負契約の締結について

【請願】 1 件

請願第 1 号 臨時国会で TPP 協定を批准しないことを求める請願

9月15日（木）

（時に 9時00分）

議 長 おはようございます。只今の出席議員は、全員です。定足数に達しておりますので、これより平成28年美波町議会第3回定例会を開会致します。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。6月13日医療特別委員会を開催しました。6月16日・7月6日・13日・28日議会広報特別委員会を開催致しました。6月17日・8月22日・9月8日全員協議会を開催しました。6月17日・7月28日防災対策特別委員会を開催しました。7月13日美波町戦没者追悼式が行われました。7月19日平成28年度徳島県町村議会議員研修会が開催され、議員8名が受講しました。7月27日文教厚生委員会を開催しました。8月2日徳島県町村議会議長会定例会が開催され議長が出席しました。8月10日・9月7日テレビ中継特別委員会を開催しました。8月25日宮崎県串間市議会議員がサテライトオフィスの取り組みについて視察研修に来町、議長及び総務産業建設委員長が対応しました。8月25日・26日テレビ中継特別委員会が日和佐地区及び由岐地区でテレビ中継に向けての住民説明会・意見交換会を行いました。9月8日第3回定例会の日程等について議会運営委員会を開催しました。9月9日美波町敬老の日記念式典が行われました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

（時に 9時00分）

議 長 日程第1 会議録署名者議員の指名を議題と致します。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議長において指名致します。7番永本議員、8番寺下議員兩名を指名致します。

日程第2 会期決定の件を議題と致します。

会期につきましては、さる9月8日に議会運営委員会を開催しておりますので議会運営委員長より、ご報告をお願い致します。

寺下議会運営委員長

8 番 議 員 おはようございます。議会運営委員長報告を行います。さる9月8日議会運営委員会を開催致しました。委員6名の出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成28年美波町議会第3回定例会に上程予定の議案・会期日程等につきまして慎重に審議を致しました。結果会期は、本日9月15日より9月23日までの9日間とすることに決定を致し

ました。なお一般質問の通告は、本日の正午までと致しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議

長 お諮り致します。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月23日までの9日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は 本日から9月23日までの9日間と決定致しました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 町長提案理由説明を議題と致します。

本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり認定2件、報告2件、町道路線変更議案1件、条例議案1件、補正予算議案6件、契約議案1件の計13件であります。これを一括して議題と致します。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。猛暑が続いた夏も、ようやく朝夕に秋の気配が感じられるようになった本日、平成28年美波町議会第3回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、平成27年度の決算認定2件と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率等についての報告2件、町道路線変更議案1件、条例議案1件、平成28年度の一般・特別会計の補正予算に関する議案6件、契約議案1件の計13件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、平成27年度普通会計の決算概要についてと、諸般のご報告を申し上げます。まず、普通会計の決算概要についてであります。歳入の決算額は6,639,399千円、歳出の決算額は6,403,135千円で、歳入から歳出を差引いた形式収支は236,264千円であります。この額から翌年度に繰り越すべき財源59,817千円を差引いた実質収支は176,447千円となり、実質収支比率は4.6%となっております。次に、主な財政指標でございますが、まず、経常収支比率は85.2%で、前年度に比べ1.4ポイン

ト減少しております。主に公債費と繰出金の減少によるものであります。次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく平成27年度決算における財政の「健全化判断比率」であります、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」については、黒字決算のため該当がありませんが、「実質公債費比率」については5.6%となり、早期健全化基準の25.0%を大幅に下回ると共に、昨年度より0.5ポイントの減少となっております。

このように、現在の財政指標は健全でございますが、本町の財政構造が地方交付税に依存していることと、合併算定替えによる10年間の地方交付税の優遇措置が終了し、本年度以降毎年段階的に交付税が減少していくと見込まれておりますので、今後とも選択と集中により、健全な財政運営に努めて参りたいと考えているところであります。

次に、諸般の報告として第2回定例会以降における各課の事務事業の進捗状況についてご報告を申し上げます

まず始めに、総務企画課関係でございますが、建設を進めております医療保健センターにつきましては、現在1階床のコンクリート打設が終わり1階柱と2階床の鉄筋の組み立てを行っております。進捗率は8月末時点で約19%であり、当初の工程に比べ約1ヶ月遅れとなっております。今後は、医療機器や電子カルテなどの導入手続きも併せて進めさせて頂くこととしております。

地方創生事業関係では、9月11日に山本幸三地方創生担当大臣が来町され、本町でのサテライトオフィス等の取り組みについて視察して頂きました。当日は、株式会社あわせ、移住交流施設やまさき、株式会社鈴木商店、戎邸を視察後、関係者の皆様との昼食会で意見交換をさせて頂きました。町と致しましても、サテライトオフィスの更なる展開など、総合戦略に掲げました取り組みを着実に進めて参りたいと考えております。地方創生事業に係る補助金である地方創生推進交付金要綱の制定が今年4月になったことから、6月に地域再生計画を提出し、8月に認定を受け、平成28年度分の地方創生推進交付金について8月30日に交付決定を受けております。事業については2事業あり、1つは徳島県と美波町、神山町の3者連携により共同提案しておりますサテライトオフィスの誘致や移住者支援の取り組みであります。平成28年度の交付対象事業額は16,400千円で、平成32年度までの交付対象事業額の総額は102,400千円と致しております。2つ目の事業としては、美波町単独事業となりますが、内発型地域振興に向けた

町内異業種連携拡大事業であります。この事業は、美波町の特産品の魅力向上や奨励作物等の模索研究、地域活性化事業提案制度など産業振興関係施策となっています。平成 28 年度の交付対象事業額は 18,915 千円で平成 30 年度までの交付対象額の総額は 54,015 千円と致しております。今回、交付決定されました両事業については、本年度の当初予算及び 6 月補正予算で予算計上させて頂いております。平成 28 年度は事業期間が短くなりますが、複数年に渡る継続事業でありますので、皆様方のご協力を賜りながら、美波町の地方創生の実現に向け、段階的な取り組みをさせて頂きます。なお、昨年度実施致しました地方創生関係事業については、8 月 24 日に美波町地方創生推進会議検証部会においてご審議ご意見を頂いたところであり、頂戴致しましたご意見は今後の取り組みに繋げて参りたいと考えております。

徳島県版地方創生特区事業については、徳島文理大学との連携事業として「歴史・文化の力でまちづくり事業」に取り組んでいますが、事業の円滑な推進のために商工会や薬王寺、桜町町内会及び赤松分館など関係団体の委員 12 名からなる「歴史・文化の力でまちづくり推進協議会」を設立し、7 月 4 日に第 1 回目の会議を開催致しております。今後は、この推進協議会を母体として「薬王寺門前町再生プロジェクト」と「人形浄瑠璃・農村舞台「赤松座」復活プロジェクト」の 2 つの事業に取り組んで参ります。門前町再生プロジェクトとしては、7 月 16 日 うみがめ祭りの夜に徳島文理大学音楽学部・短期大学部音楽科生による薬王寺ライトアップコンサートを薬王寺仁王門前で開催し、多くの方々に幻想的な演奏を楽しんで頂きました。また当日は、桜町通り沿いで飯泉徳島県知事にもご同席頂き、「徳島文理大学門前町サテライトオフィス」の開所式を行いました。この施設は、今後この事業の拠点施設として活用されることとなります。なお、開所式に併せまして、徳島文理大学との包括的連携協定の締結式も行いました。この結果、既に協定を締結し、サテライトオフィスも設置されています徳島大学、四国大学を合わせ、県内 3 大学との協定が締結されたこととなります。人形浄瑠璃・農村舞台「赤松座」復活プロジェクトでは、6 月 26 日に徳島文理大学人形浄瑠璃部の学生さんや人形遣いの勘緑さんが地元赤松集会所において、地元住民約 50 名が参加し、人形浄瑠璃の練習風景の見学や実際に動かし方の体験を行い、大学生との交流も深めたところであり、また、9 月 6 日には赤松地区住民が徳島文理大学の練習会場を訪ね、練習の見学と実技の指導を勘緑さんから受けました。今後は 10 月 10

日赤松神社でのお祭りでのお披露目に向けて練習を重ねて頂くこととなっております。

姉妹都市交流についてであります。香川県三豊市関係では、7月16日の「うみがめまつり」に横山三豊市長を始め、3代目浦島太郎、三豊観光大使など一行11名が来町され、また、8月13日には「たくま港まつり」に川尻議長と私を始め、乙姫大使など関係者11名が訪問するなど友好の絆を深めたところであり。オーストラリアケアンズ関係では、昨年度から実施致しております中学生を対象としたケアンズ短期留学を行うグローバル人材育成事業を8月18日から25日までの8日間の日程で実施致しました。参加者は日和佐中学校及び由岐中学校の生徒12名と引率の先生2名、事務局1名の計15名であります。ケアンズでは、ケアンズ市役所及び在ブリスベン領事館ケアンズ事務所の表敬訪問を始め、トリニティベイハイスクールでの授業体験を2日間行い、また中学生にとっては初めての海外でのホームステイを2人1組で4日間体験し、全員元気に帰国致しました。この事業は、これからの時代を担う子ども達が、留学を通じて国際理解や知識の拡大、語学力の向上や国境を越えた人との繋がりを持つなど、新しい可能性を見つける機会となったと思います。今後も、この事業を継続して実施し、人材育成と姉妹都市との親善に繋げていきたいと考えております。

県南地域づくりキャンパス事業については、8月6日に旧廻船問屋であった「谷屋」の調査報告会を開催しました。神奈川大学工学部及び四国大学文学部の学生さんから、日和佐地区における既存景観を生かしたまちづくりや、谷屋に残された資料の文化的価値などを調査した成果を報告して頂きました。また、報告会の最後には、須藤茂樹四国大学文学部准教授による『「地域文化遺産の掘り起こしと地域の活性化」廻船業谷屋資料の可能性』と題したご講演をして頂きました。今回の調査報告会には、谷屋に感心のある方など多くの方々にご参加を頂きました。「谷屋」については、美波町の歴史的にも文化的にも価値の高い建物であり、調査結果なども踏まえ、住民の方々と今後の活用方法について検討していくことと致しております。

地域づくりインターン事業では、8月2日から16日までの間、明治大学の学生1名を受け入れ、観光事業やうみがめ保護、道の駅や漁協などの施設での体験を通して、美波町の地域の活性化などについて学生の視点による提言を頂きました。

サテライトオフィス誘致関係では、大阪市のインターネット広

告会社「株式会社ブックスタンド」が新たに美波町に進出して頂くことが決まりました。この会社は、ウェブサイトを軸に集客コンテンツの制作、コンサルティングを手掛ける会社と伺っています。この1社を加えまして美波町への進出企業及び関連企業は14社となっております。また、サテライトオフィス誘致や大学連携事業の拠点施設となる城山交流拠点施設の開所内覧会を8月9日に関係者多数のご臨席を頂き開催させて頂きました。8月11日には早速この施設を利用してサテライトオフィスでのインターン合宿の成果報告会が開催されたところでもあります。今後も、美波町の地方創生の実現に向けた取り組みの拠点施設として活用して参りたいと考えております。

次に、住民生活課関係でございますが、高齢者向け給付金の申請受付を当初予定の7月末から1ヶ月間延長し、8月まで行ったところ、支給対象者数1,459名に対する申請受付者数は1,444名となり、支給率は98.97%となりました。

次に、保健福祉課関係でございますが、9月9日、議員各位にもご臨席賜り「美波町敬老の日記念式典」を開催致しました。ご長寿の節目を迎えられました100歳以上の高齢者13名、白寿6名、米寿78名、喜寿143名の皆様にご案内を差し上げ、当日ご出席を頂きました皆様とともに、心から長寿のお祝いを申し上げたところでございます。また、9月16日には101歳以上の高齢者を訪問し、長寿のお祝いを申し上げるとともに、お祝い状並びにお祝い金を贈らせて頂く予定と致しております。

在宅医療介護連携関係につきましては、平成27年度から海部郡内の医療機関を始め、各事業所の協同による在宅医療連携拠点事業におきまして、海部郡医師会の協力を頂き、ケアマネージャーが医師と相談可能な時間帯いわゆるケアマネタイムが海部郡内の各医療機関に設定されました。平成28年度につきましては、美波保健所と海部郡3町が事務局を努め、地域住民が住み慣れた地域において自分らしい暮らしを続けることができるよう、多職種が連携し在宅医療と介護が一体的に提供できる体制を構築することを目的として、海部郡在宅医療介護連携協議会を7月14日に開催致しました。今後は海部郡で構築される仕組みを活かしながら、美波町としての在宅医療介護連携の推進に努めて参ります。

国民健康保険特定健診・保健指導の実施状況につきましては、8月10日現在で健診対象者の1,595名に対し、受診者は442名であり、受診率は27.7%となっております。また、特定保健指導率につきましては58名の対象者に対し、生活習慣改善のため家庭訪問

指導を行っております。平成 27 年度は前年度と比較して 1,000 千円を超えるレセプト件数が 1.5 倍となっており、近年の傾向として心原性脳塞栓を要因とする疾病も目立つことから、平成 28 年度の集団検診より心電図検査を追加致しております。今後につきましても、健診受診率の向上並びに住民の皆様の健康づくりに努めて参ります。

次に、産業振興課関係でございますが、まず、農業では、今年の四国地方の梅雨入りは、平年より 1 日早い 6 月 4 日、梅雨明けが平年並みの 7 月 18 日とほぼ平年通りでしたが、日和佐地区の 7 月の降水量は 203.5mm で平年比 70%、気温は平年差 +0.7℃、日照時間は 209.6 時間で平年比 114%と、7 月から 8 月にかけて天候に恵まれ、台風の来襲も無かったことから、稲作にとっては非常に良い気象条件でありました。JA かいふの水稲の集荷状況によりますと、8 月 24 日現在の総集荷量は 4,238 袋 (128.49 t) で、昨年同時期比 139%となっております。1 等米の比率も 77.9%で、昨年同時期が 15.8%、一昨年同時期が 33.5%であり、本年は大きく向上しております。JA「買い取り価格」について、8 月 23 日までのコシヒカリ 1 等米で 5,700 円と昨年同時期に比べ千円程度高値となっており、美波町に於ける 28 年産水稲については、収量・品質・価格共に良好な状況であります。安心・おいしい地域ブランド米として「乙姫米」を JA かいふとともに振興しておりますが、今年 4 月 16 日に田植え交流をした赤松・阿地屋地区の田んぼにおいて、消費拡大と PR を目的として、8 月 20 日に県内の消費者 47 名を招き、日和佐小学校児童や生産者との交流会を兼ねた、稲刈り交流を開催致しました。

昨年度から試験栽培に取り組んでおりますドクダミについては、恵比須浜地区の実験圃約 2 a に昨年 8 月に定植した苗を 7 月 8 日に初めて刈り取り、昨春の視察時に小川生薬から求められていた「乾燥品」とするために、JA かいふの育苗センターハウスで天日乾燥を行ないました。その「乾燥品」を 8 月 3 日に小川生薬へ運搬して検査を受け、乾燥重量で 36 kg を納入、一部乾燥焼けで変色し評価が低い 600 円/kg のものもありましたが、大半は 800 円/kg で買い取ってもらえました。秋にも刈り取りが可能であると考えられますのでそれを考慮し、年 2 回収穫の場合の 10 a 当たりの粗収入を算出すると年 300 千円/10 a になることが確認できました。安定的且つ効率的な育苗方法、栽培適地の調査や単位面積当たりの収量増加技術等、今後とも研究を重ねる必要があると思っておりますが、JA かいふ等と協議の上、生産者栽培マニュアル等

の作成を模索し、栽培面積の拡大に向けた取り組みを進めたいと考えております。

平成 27 年度から第 4 期対策に入った中山間地域等直接支払制度については、集落協定は 30 協定と同じですが、交付金対象面積は、1,351,458 m²となっております。また、多面的機能支払交付金については、赤松・山河内・西河内・恵比須浜・田井・木岐の 5 集落 8 組織が、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため活動に取り組んでおります。

次に、鳥獣被害対策については、町単事業の鳥獣侵入防止柵設置に対する補助金については、予算額 2,000 千円に対し 8 月末現在の執行額が 820 千円、受益者 6 名、内訳としましては、複合柵 60m 273 千円、電気柵 500m 242 千円、金網柵 400m 305 千円となっております。予算残額が、1,180 千円あることから広報等で引き続き周知しながら、今後も要望を受け付け、鳥獣からの被害軽減に活用できればと考えています。

次に、林業についてであります。昨年被害の拡大が確認されたナラ枯れの対策につきましては、日和佐森林組合と業務委託契約を締結し、城山周辺の四国のみちのウバメガシ等にトラップを設置し、カシノナガキクイムシの捕獲を実施しているところがあります。

平成 25 年度と 26 年度の 2 ヶ年で基幹施設を整備した木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設について、木材利用推進中央協議会が主催した平成 28 年度木材利用優良施設コンクールで、第三席に相当する木材利用推進中央協議会会長賞を受賞致しました。南海トラフ巨大地震津波に対する備えとしては勿論、沿岸域での事前復興計画づくりの推進や簡易で経済的な構法の提案、材料備蓄等へのメッセージ性が評価されたとのことで、木の建築賞、まちづくり大賞、現代建築 100 選に続くものであります。10 月には日本建築士事務所協会の全国大会で「奨励賞」も頂けるという情報も伝わってきております。

次に、水産業については、本庁における水産業関係としての各種放流事業実績ですが、県より配布される平成 28 年度アユ種苗放流事業は、4 月 28 日に、日和佐川の山河内字西山の西山橋付近に 15 kg、北河内谷川の北河内字久望久望橋直下 10 kg の合計 25 kg を放流致しました。西河内公民館を事業主体とする町費補助により西河内アユ種苗放流事業については、5 月 18 日に西河内字平戸潜水橋にて 40 kg、山河内字西山春兼橋直下で 40 kg の計 80 kg を補助金 200 千円で実施しております。那賀川上流漁協赤松支部を

事業主体とする赤松川アユ放流事業についても、5月18日に町補助の数量75kgを含む750kgを放流しております。補助金は事業費2,500千円の1割の250千円となっております。県より配布されますウナギ種苗放流ですが、6月13日に日和佐川西河内平戸潜水橋で2.5kg、山河内西山堰上流で2.5kgの計5kgを放流しております。

次に、燃油や資材の高騰、漁獲量の減少、漁業者の減少など、長年厳しい状況が続いております水産業において、個々の地域の現状に合わせて「将来の漁業のあるべき姿」や「取り組むべき課題」を、漁業者自身で考え作成する浜の活力再生プランを、水産庁からの支援を受け平成27年度より策定を進めており、先に策定が完了している4漁協に続き、残り3漁協につきましても単独浜プランの事業実施計画が承認され、今後は、海部郡内全域での広域浜プラン策定と同時進行にて進めてまいります。補助事業等を利用するに際し、セーフティネット加入が条件であるなどクリアすべき問題は多々ありますが、引き続き漁業組合との関係を密にとりながら漁業者の情報提供を積極的に行って参りたいと思います。

県単沿岸漁場整備開発事業・増養殖場造成事業で実施してきたアオリイカ産卵礁の設置については、日和佐町漁協においては5箇所、阿部漁協においては3箇所、新規に要望があった西由岐・東由岐・志和岐3漁協については、美波町農山漁村持続活性化推進事業補助金を用いて設置を支援し、いずれも6月末までに設置されております。

次に、商工・観光・イベントについては、道の駅日和佐では、チャレンジショップの運用が始まっております。利用者第1号は阿波尾鶏レストランodoriで、6月11日・12日に「ウミガメバーガー」2商品の紹介で出店し、8月20日から9月9日については第2弾として「ヒメガメ」を宣伝・販売する目的で利用して頂いております。

徳島県南部総合県民局経営企画部が美波町と牟岐町に呼びかけて、道の駅日和佐を核として、自然や文化等を活かした観光・交流を促進し、県南地域の活性化を図るため、由岐地区のぽっぽマリリン、日和佐地区のウミガメ博物館カレッタ、南阿波サンライン第1展望台、牟岐町からモラスコ牟岐の4箇所を「道の駅日和佐サテライトステーション」と位置づけて、それらを回遊するような取り組みを進めようと、県・牟岐町及び美波町の関係者10名で構成する「道の駅日和佐サテライトステーション」推進協議会を

8月31日に設立し、今年度については、サテライトステーション等を紹介するパンフレットの作成や周遊スタンプラリーを実施することが検討されております。また、11月12日には徳島県と美波町・牟岐町がこのことで連携を強化することとした協定書を締結する予定で準備が進んでおります。

田井ノ浜海水浴場については、7月3日に海水浴場開きを開催し、8月28日までの57日間開設致しました。今年度の海開きは、例年の水神祭に加え、昨年の流れを受ける形で、ドリンクの販売、フラダンスショー、ギター弾き語り等を行いました。また、毎年行っていた「宝探し」については、地域おこし協力隊員から提案された参加対象を子どもに限定した「ダッシュでGO!!」に変更致しました。例年集客の見込める海開きについては、過去に例を見ないほど快晴となり、さらに、海水浴場開設シーズンを通して雨天が少なく、台風の来襲が無かったことに加え、田井ノ浜海水浴場のPR動画を作製したこともあってか、利用者数は昨年の6,371人を大幅に上回る9,979人でありました。

観光関係のイベントとして、7月16日には「うみがめまつり」を開催しました。天候にも恵まれ、3年ぶりに感謝祭を大浜海岸で開催でき、ウミガメの放流では、これまでは子ガメの放流でしたが、今年は初めて混獲された親ガメを3匹放流しました。また神事には放流するウミガメの内1匹を水槽に入れ参列させました。その後のフェスティバルと納涼花火では各部会で予定されていたイベントを予定通り盛大に開催することができました。警察や関係機関と協議を続ける事により、昨年桜町通り全体を出店ブースとすることが出来るようになりました。特に今年は、発心の会、まけまけマルシェと協力したことで出店数が昨年度より大幅に増え、徳島文理大学の薬王寺ライトアップコンサートが同時開催であったこともあり、通り全体をイベント会場として賑やかさを演出することができ、例年以上に盛況であったと思っております。翌17日開催のトライアスロン大会については第17回目の大会となり、インターネットによる参加申し込みを実施する中、過去最多の819名の申し込みがあり、756名が出場しました。回を重ねるごとに人気が高まり、出場者も年々増え続け、美波町は勿論、近隣の市町村にまで経済効果を及ぼすイベントとしてすっかり定着してきたと思っております。前日のうみがめ祭りから2日間に渡りご協力頂いた関係者並びにボランティアの方々に、この場をお借り致しまして御礼を申し上げたいと思っております。

8月7日には、観光協会主催により恒例となりましたイベント

「清流日和佐川で自然を楽しもう！」を実施しました。今年で16回目となり県内外から130名が参加し、宝探し、鮎のつかみどり、カヤック体験、生き物観察会などを実施しました。住民と帰省者との貴重なふれあいの場として、また由岐地区における数少ないステージイベントの1つとして、お盆の恒例行事となっている「ふるさと由岐まつり」は、今年で32回目を迎え、例年通り8月15日に由岐支所前グラウンドを会場に開催しました。今回はやしろ優のものまねショー、羽山みずき歌謡ショー、保育士ヒーローブレイクショー、阿波踊り、由岐小唄、由岐音頭を行い、約1,200名の来場者で賑わいました。今後のイベント関係では、今年で26回目となる「由岐伊勢エビまつり」が、美波町商工会を事務局として10月23日に開催する予定で、実行委員会において順次準備が進められており、続いて、県南地域を対象とする「四国の右下」ロードライド2016が11月13日に、海陽町・まぜのおかオートキャンプ場を発着点として実施される予定であります。

海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受入については、5月7校764名、6月6校900名、7月2校170名を郡内で受け入れております。今後、修学旅行等の受け入れ予定としては、9月27日から29日南丹市立桜ヶ丘中学校、9月28日から29日の福山市立一ツ橋中学校、11月19日から20日福山市立大成館中学校が訪れることとなっております。6月には南阿波よくばり体験で初めての体験メニューであるSUP体験を、恵比須浜田井で行いました。また4年ぶりとなる船釣り体験も日和佐地区で行いました。

「四国の右下・魅力倍増」推進会議では、昨年に引き続き、11月19日・20日の2日間、JAアグリあなんを会場とする「四国の右下」食のイベントが阿南市活竹祭とJAアグリあなん祭を合同開催する予定で準備が進められております。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事関係についてご報告致します。平成27年度繰越事業関係では、県単急傾斜地崩壊対策事業の赤松字影野の龍宝寺裏の吹付法枠工事が6月下旬に、伊座利漁港防波堤補修工事が7月下旬に、公共土木施設災害復旧事業では、田井字小川の小川谷川の河川工事が8月中旬に、それぞれ完成しております。

地籍調査事業では、昨年度、現地立会の確認を行いました奥河内字寺前・弁才天地区について、6月中旬から来年2月下旬までの予定で測量調査を実施しております。また、去る7月29日・30日に東由岐字本村・大池地区を対象とした地元説明会を開催し、9

月 5 日から現地立会による一筆地調査を進めております。

橋梁維持事業では、橋梁長寿命化修繕計画による赤松字総屋敷の赤石橋補修工事に係る測量設計業務と 5 年毎に実施の橋梁定期点検業務は、6 月下旬にそれぞれ発注しております。

道路維持事業では、J R 日和佐駅前の日和佐停車場線道路修繕工事と奥河内字井ノ上の井ノ上線舗装修繕工事及び東由岐住吉神社下の東由岐 5 号線法面对策工事については、7 月中旬にそれぞれ発注しており、このうち井ノ上線舗装修繕工事は、8 月下旬に完成しております。また、北河内字大戸の赤木谷線及び由岐支所前の西の地 21 号線の町道区画線修繕工事は、8 月下旬に完成しております。

空き家対策として、先駆的空き家対策モデル事業により空き家の事例を収集・整理・検証するため、空き家抽出調査業務を美波町町内会連合会に 7 月下旬に委託発注しております。

日和佐浦西線排水路改修工事に係る家屋事前調査業務（その 1）と旧日和佐高校グラウンド沿いにおける都市再生整備事業に伴う西新町 3 号線改良工事（第 2 分割）及び J A かいふ日和佐支所出入口からスナック道までの寺前排水区管渠整備工事（その 3）については、9 月中旬に発注の予定です。

次に、県工事の主なものについてご報告致します。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、田井側にて田中宅付近からトンネル手前までの調査ボーリング等の詳細設計を 7 月に発注したと聞いております。日和佐小野線・田井川樋門の道路拡幅については、橋梁上部工拡幅工事を 11 月頃に発注予定と聞いております。由岐大西線の阿部での盛土工区の道路改良工事は、側溝整備及びガードレール設置工事が 9 月下旬に完成予定と聞いております。日浦野田線の赤松字日浦での道路維持修繕工事は、8 月下旬に完成したと聞いております。由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、現在、工事予算の要求中と聞いております。阿南鷲敷日和佐線の不動の滝付近の線形改良は、用地買収及び建物の取り壊しが完了したと聞いております。また、同路線の新発橋及びおしいれ谷橋の床板修繕工事は 11 月上旬に発注予定と聞いております。日和佐小野線ホテル白い燈台手前の法面コンクリート吹付のひび割れ箇所については、法面修繕工事を 10 月上旬に発注予定と聞いております。日和佐小野線の B & G 海洋センター前の道路災害復旧工事は、8 月に工事着手し 11 月下旬に完成予定と聞いております。日和佐牟岐線千羽トンネルの修繕は、調査設計業務を 7 月下旬に発注したと聞いております。

日和佐上那賀線大越での2箇所道路災害復旧工事は、7月下旬に発注したと聞いております。

次に、河川、砂防関係では、役場西の県道交差点裏付近における県営の急傾斜地崩壊対策事業は、9月上旬に完成したと聞いております。日和佐川左岸の災害復旧事業は、7月上旬に完成したと聞いております。北河内字本村の池ノ内谷通常砂防事業は、砂防区域指定に向けて手続き中と聞いております。河川の堆積土砂については、11月以降に優先度の高い箇所から掘削工事を行っていくと聞いております。

次に、港湾、漁港関係ですが、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の大浜地区防潮堤については、水産試験場前の第2工区の南側区間は、10月中旬から着工予定で、うみがめ監視小屋前の第3工区の一部は、11月上旬に発注予定と聞いております。由岐漁港由岐地区における防波堤耐震改修のブロック製作と港内浚渫のための漂砂シミュレーションを8月に発注したと聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、まず災害関係では、本年4月より現在に至るまで、警報等の発令はあったものの、幸いにも台風や大雨などによる被害等は発生しておりません。しかし今後は、台風が多発する時期となりますので、台風接近の際には十分な警戒態勢をとるとともに、住民に対して早め早めの対応が取れるよう心掛けていきたいと思っております。

次に防災関係では、7月9日に美波町と大規模災害時の支援協定を結んでおります「AMD A」との第3回AMD A南海トラフ地震対応プログラム調整会議が岡山市で開催され、AMD Aと協定を結んでいる自治体や医療支援関係団体等が岡山市に集まり、関係機関の連携と医療活動の体制の構築について確認致しました。

6月30日から7月2日にかけて自主防災会連合会が熊本県西原村でボランティアとして支援活動を行いました。参加者は13名であり、現地での作業は1日でしたが、猛暑の中、献身的にボランティア活動を行い、被災者に喜ばれる活動となりました。

毎年、防災の日の9月1日に行っております公共施設等を対象とした地震津波避難訓練は、「午前10時、南海トラフ付近を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、美波町の震度は6強から震度7でこの地震により津波等の発生が予測される。」という想定で実施し、避難訓練参加者は930名でありました。また8月28日には、自主防災会連合会主催で、避難所開設訓練を実施致しました。各自主防災会から約40名の参加があり、自分達で考え、

自分達で行動することにより、避難所開設に必要な手順を理解し、確認、検証を行いました。婦人会による炊き出し訓練も実施され、昼食時は、交流も図りながら和やかな訓練となりました。

美波町国土強靱化地域計画についてでございますが、本年3月に第1回目の国土強靱化地域計画策定委員会を開催させて頂き、専門委員会等も開催しながら、8月29日に第3回策定委員会を開催し、最終協議を終えました。計画の概要につきましては、9月8日開催の全員協議会においてご報告をさせて頂きました。今後は、計画書の最終調整を済ませ、印刷作業を進めて行く予定でございます。

次に、教育委員会関係では、8月31日に美波町総合教育会議を開催し、町内各学校の児童生徒数の現状および今後の推移について、また、学校教育施設、社会教育施設の耐震化について、意見交換を行いました。学校教育関係では、新しいALT英語指導助手として、リー・ジェラマイア・ケーラブ氏が7月25日に就任し、2学期から日和佐中学校で英語指導にあたっております。

社会教育関係では、7月2日に美波町合併10周年記念及び美波町文化財指定記念として、薬王寺において「薬王寺の寺宝展&記念講演会」を開催し、町内外から多くのご参加を頂きました。7月23日に「美波町こがめ杯バレーボール大会」が町内3会場で38チームが参加し、6ゾーンに分かれて熱戦を繰り広げ、日和佐少女バレー部がCゾーンで優勝、由岐少女バレー部がAゾーンで準優勝しました。7月27日に子ども会連合会県外研修として、小学生35人が参加し「キッザニア甲子園」において、いろいろな仕事の体験学習をしてきました。また8月3日には、小学生25人が参加し「子ども会県議会研修及び工場見学」を行い、初めて入る徳島県議会本会議場や議長室に子ども達は興奮していました。8月23日から26日まで、3泊4日で沖縄海洋体験セミナーを実施し、小学5・6年生6人と引率が沖縄でのマリンスポーツ体験、沖縄の伝統・文化及び悲惨な戦争についての学習を行ってきました。

今年のウミガメの上陸状況でございますが、大浜海岸の保護規制を例年どおり5月20日から8月20日まで実施しました。本年の初上陸は、5月31日で、昨年より約1月遅い上陸となり、最終の上陸は7月11日で、上陸頭数は7頭、うち2頭の産卵を確認しましたが、平成18年の上陸頭数2頭以来の少なさとなりました。上陸頭数が少なかった原因について、特定することはできませんが、少なかった翌年には回復した年もあり、今後も継続した観察が必要であると考えています。

次に、水道課関係では、以前から監査委員や議会からご指摘を受けております水道料金の滞納繰越分でございますが、7月から8月にかけて集中して課員が徴収に回り、十分とは言えませんが、8月31日現在で、55人から未収金を回収致しております。また、一般住宅ではありませんが、度重なる入金依頼をしたにもかかわらず、全く応じなかった1件について、水道法第15条第3項及び美波町上水道給水条例第46条の規定により、8月30日に給水停止を実施致しました。以上、「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解を申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、認定第1号は「平成27年度美波町公営企業会計決算の認定について」であります。これは、監査委員の審査に付した「水道事業会計」と「病院事業会計」の平成27年度決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第2号「平成27年度美波町歳入歳出決算の認定について」は、監査委員の審査に付した「一般会計」と「9件の特別会計」の平成27年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。なお、事業の成果報告につきましても、規定により提出を致しております。

報告第5号「平成27年度決算における健全化判断比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成27年度決算における財政の「健全化判断比率」であります「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第6号「平成27年度決算における資金不足比率について」は、報告第5号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成27年度決算の「資金不足比率」について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第46号「町道路線の変更について」は、道路法第10条第2項の規定に基づく町道東町2号線の終点を延長するものであり、今後、整備予定の避難路及び津波避難タワー建設に伴う変更でございます。

議案第 47 号「美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）」は、徳島県のひとり親家庭等医療費助成制度の改正に伴う条例の改正であります。ひとり親家庭等医療費助成制度は、県と市町村が 2 分の 1 ずつを費用負担し、ひとり親家庭の父母及び児童又は父母のいない児童に対し、入院に係る医療費を助成しておりましたが、本年 10 月 1 日より 18 歳に到達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童の通院に係る医療費についても助成対象とする改正が行われたことに伴い、同様に町条例を改めるものであります。

議案第 48 号「平成 28 年度美波町一般会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82,208 千円を追加し、総額を 7,171,801 千円と致しております。今回の補正では、各費目において給与等の人件費関係について、4 月の人事異動に伴う調整を行っております。歳出の主なものでは、総務費の財産管理費では、庁舎前 N T T 柱の立て替えに伴う高圧電源引込設備の自営柱への切替工事として 4,000 千円、庁舎 3 階のエアコン修繕工事として 1,220 千円など財産管理に必要な修繕工事費として合計 6,383 千円、企画費では負担金補助及び交付金で老朽住宅解体費支援事業補助金 5 件分として 3,000 千円、地方創生事業費（企画関係）では、負担金補助及び交付金で定住促進補助金 2 件分 4,000 千円をそれぞれ追加しております。民生費の障害者福祉費では、委託料でひとり親家庭医療制度改正に伴うシステム改修費 1,537 千円、認定こども園費では、工事請負費で日和佐こども園のトイレ改修工事費 1,100 千円をそれぞれ追加しております。衛生費の医療体制整備事業費では、工事請負費で医療保健センター光伝送路引き込み及び庁内 L A N 配線、機器設置等の工事費で 17,325 千円を追加し、電子カルテシステム構築費用 13,000 千円を備品購入費から委託料へ節の組み替えを行っております。農林水産業費の基本財産造成費では、委託料で大越町有林整備委託料として 7,000 千円、漁港管理費では負担金補助及び交付金で由岐漁港防波堤の耐震化事業の負担金 2,800 千円をそれぞれ追加しております。土木費の河川維持費では、工事請負費で石積み復旧等の費用 1,800 千円、木造住宅耐震化促進事業費では、負担金補助及び交付金で住宅耐震補強補助金 2,500 千円をそれぞれ追加しております。消防費の非常備消防費では、需用費の消耗品費で消防団への合羽購入費 1,141 千円、消防施設費では、工事請負費で城山の防災行政無線の移設工事費 2,120 千円、総合的な安全・防災基盤整備事業費では、公有財産購入費で避難タワー建設に伴う避

難路用地の購入費 1,130 千円をそれぞれ追加致しております。教育費の公民館費では、工事請負費で西河内公民館屋根改修工事費 3,500 千円、博物館費では、需用費で館内施設設備関係の修繕料 1,870 千円をそれぞれ追加しております。災害復旧費の土木施設災害復旧費では、工事請負費で災害時の石積み修繕等の工事費 2,000 千円を追加しております。諸支出金の病院建設基金費では、積立金で病院建設基金積立金として 1,000 千円を追加しております。

議案第 49 号「平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,745 千円を追加し、総額を 1,242,909 千円と致しております。歳入では、国民健康保険税の当初課税が行われ、調定税額が確定したことに伴う調整と、システム改修に伴う国庫補助金の追加であります。歳出の主なものは、システム改修に伴う総務管理費の追加と、前年度精算が確定したことに伴う前期高齢者納付金及び償還金と予備費の追加であります。

議案第 50 号「平成 28 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,838 千円を追加し、総額を 375,316 千円と致しております。歳入では、消費税の還付金の追加と前年度決算が確定したことに伴う繰越金の追加であります。歳出の主なものは、由岐配水池更新工事に係る登記委託料及び土地購入費の追加と予備費の追加であります。

議案第 51 号「平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,233 千円を追加し、総額を 1,321,379 千円と致しております。歳入では、当初賦課が行われ保険料が確定したことに伴う追加と、地域包括支援センターにケアマネージャーを 1 名増員したことに伴う国庫補助金及び県補助金等の追加と、前年度決算が確定したことに伴う繰越金の追加であります。歳出の主なものは、地域支援事業費ではケアマネージャー増員に伴う賃金の追加と、前年度精算に伴う償還金の追加及び一般会計繰出金と予備費の追加であります。

議案第 52 号「平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,693 千円を追加し、総額を 240,901 千円と致しております。歳入では、前年度決算が確定したことに伴う繰越金の追加であり、歳出の主なものは、阿部診療所への美波病院からの看護師派遣に伴う負担金の追加であります。

議案第 53 号「平成 28 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,348 千円を追加し、総額を 146,394 千円と致しております。歳入では、前年度決算が確定したことに伴う繰越金の追加であり、歳出については、前年度実績に基づく後期高齢者医療広域連合納付金と一般会計繰出金の追加であります。

議案第 54 号「生きがい交流空間整備工事(第 2 分割)請負契約の締結について」は、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定による契約について、議会の議決を求めるものでございます。9 月 9 日に入札を執行し、有限会社井上建設が 99,900 千円、請負率 91.13%で落札致しました。工期は議決の翌日から平成 29 年 3 月 31 日までと致しております。なお、議案第 54 号につきましては、円滑な事務事業執行のため、本日ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案致しております議案の主だったものの概要をご説明申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明致しますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 提案理由の説明が終わりました。議案のうち、契約議案第 54 号につきましては、町長から早期の議決をお願いしたいとの要望がありましたので、本日、先に審議したいと思っております。

お諮りします。

本定例会に提出されております議案のうち認定第 1 号・2 号及び報告第 5 号・6 号については所管の常任委員会に付託して審議することにしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、認定第 1 号・2 号、報告第 5 号・6 号については、所管の常任委員会に付託して審議することに決定しました。

日程第 4 議案第 54 号「生きがい交流空間整備工事(第 2 分割)請負契約の締結について」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第 54 号の説明をする)

- 議 長 説明が終わりました。質疑を行います。
中川議員
- 1 2 番 議員 指名競争入札には業者何社ぐらい参加したんでしょうか。
議 長 総務企画課長
- 総務企画課長 指名競争入札の参加は町内業者 5 社の参加を頂いております。
議 長 他にございませんか、質疑。
戎野議員
- 4 番 議員 ちょっと再確認したいんですが、今回のこの工事予定地区の南側、いわゆる現在の日和佐診療所、それから児童館の横あたりの公園化については、これはこれに含まれないということで、その工期とあわせてどういうふうになるのか、そちらもちょっと教えて頂きたいと思います。
- 議 長 総務企画課長
総務企画課長 今現在、旧の日和佐病院、今現在の日和佐診療所の付近のことにつきましては、今現在、設計中でございます。ですから地元の方とかのワークショップ等も開催致しております、これを 12 月程度でまとめ上げる予定と致しております。それでその後です、ね、平成 29 年度になろうかと思っておりますけれども、病院の建物の解体でありますとか、周辺の整備、公園風っていうかたちにもこれになろうかと思っておりますけれども、29 年度を予定致しております。以上です。
- 議 長 戎野議員
4 番 議員 ということは、まだ予算、工事の規模、概要の費用も分からん、これからということですね。
- 議 長 他にございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。
(なし)
- 「討論なし」と認めます。
これから、議案第 54 号「生きがい交流空間整備工事（第 2 分割）請負契約の締結について」を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成 10 : 反対 1)
(賛成 1 番・2 番・3 番・4 番・6 番・7 番・8 番・9 番・10 番・11 番 : 反対 12 番)
- 「起立多数」です。
よって議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了しました。本日はこれにて散会します。
お疲れ様でした。

(時に 10 時 18 分)

9月20日(火)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き会議を開きます。

本日は一般質問を予定しておりましたが、台風接近に伴い、会議時間の変更について諮りたいと思います。

お手元にご配布の日程表をご覧ください。明日9月21日午前9時から一般質問で、一般質問終了後に総務産業建設常任委員会、9月23日午前9時から文教厚生委員会で、委員会終了後に議案審議、閉会の予定です。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会議時間の変更は日程表のとおり決定致しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

(時に 9時02分)

9月21日（水）

（時に 9時00分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は5名です。通告順に発言を許可します。8番寺下議員の一般質問を許可致します。

寺下議員

8番議員 議長の許可を得ましたので、私からは大きく2問、美波町国土強靱化地域計画についてと、小中一貫教育について質問致します。その前に先ずこの度の台風16号の災害対応については、職員の皆さん、また各消防分団の皆さん、お疲れ様でございました。今回の美波町国土強靱化地域計画には、想定するリスクとしてスーパー台風も含まれております。それでは改めて質問に入ります。

大規模災害により致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った強靱な地域を構築するために、「美波町国土強靱化地域計画」が策定されました。国土強靱化地域計画は、既存の種々の計画や、これから策定される各種計画の上位に位置する、いわゆるアンブレラ計画として、町のあらゆる計画の上位に位置づけられると認識しております。徳島県内の市町村のトップを切って策定したことは、危機感の表れでもあり、一日でも早く具体的に実行に移すことが出来るという観点からも、大いに評価したいと思えます。併せて、本計画を絵に描いた餅にしないためにも、次の3点について質問致します。

まず、1点目、地域の強靱化に向けた推進方針において、重要業績指標に目標値を設定しています。目標値達成にむけて、具体的にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。次に、リーディングプロジェクト（重点施策）については、以前から積極的に取り組んできた事業でもあり、強靱なまちづくりのための重要な指針となります。新たに追加された事業もあると思えますが、その推進に向けては、地域や町民・企業との情報共有や協力体制がますます重要になってくると考えます。具体的にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。3点目に、計画推進には大きな費用も伴いますが、財政的な課題については、どのように対応するのかお伺いします。以上、答弁の方よろしくお願い致します。

議長 消防防災課長

消防防災課長 それではお答えをさせていただきます。まず①のご質問に関してでございますが、美波町国土強靱化地域計画におきましては、推進

方針の中で事業ごとに担当課を記載し、目標値も設定しており、目標年度である 32 年度に向けて計画を遂行してまいります。そのためには、この計画を絵に描いた餅にするのではなく、いかに計画的に速やかに事業を推進していくかが重要であると考えます。限られた財源の中で、計画している事業の全てを実施していくことは、財源の問題等もあり、非常に厳しいところでもありますが、国土強靱化地域計画に基づき目標に向け、取り組んで行きたいと考えております。「しなやかな町土づくり」、「安全・安心で災害に強いまちづくり」の実現に向けた防災・減災対策実現のため、危機感とスピード感を持って取り組んで行きたいと考えております。

続きまして②の質問にお答えをさせていただきます。美波町国土強靱化地域計画では、リーディングプロジェクト(重点施策)を設定し、3 つの柱として「高台整備構想を主とする事前防災・減災対策」「サテライトオフィス等の ICT を活用した防災・減災対策」「住民の自主的な活動による防災・減災対策」を美波町独自の取り組みとして掲げています。内容としましては、現在までに取り組んできている事業や、今後新たにに取り組む事業など様々ですが、事業によっては、住民の方々の協力が必要不可欠となってきます。計画の内容としましては、高台等の津波浸水想定区域外への公共施設等の移転及び避難所の確保、木造住宅等の耐震化など早急に整備を必要とするハード事業を主としながら、自主防災会における避難所運営訓練の実施など地域住民との連携やコミュニケーションを図るなどソフト事業も積極的に展開をしていきたいと考えております。今後、自主防災会とは連携を密にし、可能な限り情報提供を行いながら、住民の財産と生命を守る施策をこれからも実施してまいりたいと考えております。

続きまして③の質問にお答えをさせていただきます。今までに地震津波の防災対策事業を実施あるいは計画してきた中で、国の財政支援が受けられない事業もありましたが、国土強靱化地域計画を策定した自治体に対しましては、補助事業が重点的に配分されると伺っております。今後は、国・県と協議をしながら、積極的に事業展開をしていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

それでは再問させていただきます。本計画の目標年度は先ほども言われましたが、平成 32 年度としております。美波町が生まれて 10 年半、東日本大震災から 5 年半、それを考えると 5 年という月日の経過は思っている以上に早いものだと思います。先ほども危機

感とスピード感を持って取り組んで行くと言われましたが、優先順位をつけ、先送りにせず、かつ成果を上げるためにも進捗管理はとても重要となります。どのような体制で行っていくのかお伺いします。また、財政的な課題のうちハード対策について、3月議会の一般質問で、「公共施設等総合管理計画」は今年度中に策定予定であり、橋梁や漁港等の長寿命化計画もそれぞれ策定されていることを確認しておりますが、ハード対策には長期的な展望が必要になると思われれます。そのためにも、財政シミュレーションを行うことが、計画推進のためにも必須だと考えますが、そのようなシミュレーションは行っているのかどうかをお伺いします。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

お答えをさせていただきます。推進方針にもありましたように、担当課ごとに事業を記載をさせていただきますので、担当課ごとに事業を整理し、実施可能な事業につきまして国や県の財政支援が可能かどうかを照らし合わせながら、可能なものから事業実施を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

すいません、管理体制についてのお答えができておりませんでしたので、推進方針で設定をしております重要業績指標の目標値を用いまして、進捗管理を行うと共に、施策等の見直しにつきましては、PDCAサイクルを繰り返して適切に行うと考えております。また、重要事業指標につきましては施策の達成度や新たな施策導入等に応じまして、継続的に見直しを行うこととしております。以上でございます。

議 長
町長

町長

財政シミュレーションのことですけれども、国土強靱化に掲げているいわゆる38のリスクシナリオに基づく件でございますけれども、特にその分だけで財政のシナリオをつくっているということはありません。全体的な町の財政運営の中でやっていくということです。計画を見て頂きますと、お分かりになるんですけども、指標を77計画には指標がございます。そんな中でハード事業については40、ソフト事業が37となっております、ハード事業の中でも国の事業、それから県の事業、そして後、民間の事業も入っております。ハード事業自体は既にもう取りかかっているものもその内半数近くあるというようなことでございますので、今回の強靱化に関する事業の中で、大きいものといいますと、例を挙げますと高台の整備が一番大きくお金が掛るのかなあというふうに考えておるところでございます、元に戻りまして、財

政シミュレーションにつきましては、全体では行っていきますけれども、この国土強靱化計画のシミュレーションはつくっておりません。以上です。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

先ほどの答弁で進捗管理については、担当課ごとにPDCAサイクルで行うって言われたんですけども、担当課ごとそれぞれの担う役割があると思うんですけど、課っていうのは課員が課長が変わったりとか、課員が変わったりすると思うんですけども、そういう移動があったとしてもスムーズにその進捗管理が行えるように統一したマニュアルであるとか、そういうことは作られるのか、それはそれぞれ各担当課に任せるのか、どういうふうなかたちでPDCAを行っていくのかを1つお伺いしたいと思います。

それと最初の答弁で、「住民の自主的な活動にも今後協力体制も必要だし、取り組んでい行く」という答弁があったんですけども、ソフト面の強化についてお伺いしたいと思います。9月3日に行われた由岐中学校の文化祭で、3年生による創作人権劇「みんなは1人の為に、1人はみんなの為に」というものを見させて頂きました。今年は、避難所生活がテーマで、様々な弱い立場の人への思いやりのメッセージが込められていました。どういったことに配慮が必要になるのか、見る側に具体的に分かりやすくイメージさせてくれるものであり、1つひとつの場面で、深く学び考えなければ、ここまで表現できないだろうなと感じさせてくれた、素晴らしい内容だったと思います。学校教育の中での防災教育が、生徒達の血となり肉となり、しっかりと形となっていることを嬉しく思いましたし、一人でも多くの人に見てもらうことで、将来に備える我が事として、考えてもらえるのではないかと思います。そして、私たち大人も、明日来るかもしれない南海トラフ地震津波に備える必要があると、改めて考えさせられました。

8月28日に実施された、自主防災会連合会主催の避難所開設訓練は、私も参加させて頂きましたが、実践的な良い訓練だったと思いますし、その様子をたくさんの人に見てもらうことで状況を共有できるのではないかと感じました。また、9月1日まぜの丘で開催された平成28年度徳島県総合防災訓練の訓練風景も、それぞれの専門性の高さで現場の訓練の成果が伝わってきましたし、分会場の海南病院を拠点に行われた訓練も、実践的で不安の中にも、安心感を与えてくれる素晴らしい訓練だったように聞いています。今後、避難所運営訓練やさまざまな訓練も実施さ

れる計画となっておりますが、「百聞は一見に如かず」のごとく、それら訓練風景を、HP上にアップするとか、何かの機会の折に、一人でも多くの町民に繰り返し見てもらうとか、そのようなことは検討しているのかいないのかお伺いします。また各自主防災会の役員だけでなく、町民一人ひとりの防災意識の向上や避難行動の計画については、先ほど答弁でも可能な限り情報提供を行っていくと言われましたが、具体的にどのような対策を講じていくのか、最後にお伺いします。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

まず最初に担当課ごとにマニュアルをつくるのかという最初のご質問だったと思うんですが、当然議員おっしゃるとおり異動等もございまして、課長が変わったり担当が変わったりということは当然ありうることはございますが、現在マニュアルをつくるということは、ちょっと考えてはおりません。担当課ごとのマニュアルというのはつくるようには考えておりませんが、当然落ちがないようにということで、担当課との連絡を密にしながらこの国土強靱化地域計画の実行に向けて取り組んで参りたいと考えております。

それからソフト面の強化ということだったと思うんですが、今まで防災対策といいますと、自主防災会が中心ということでございましたが、この計画にもありますように、これからはサテライトオフィスや建築士会とも連携を取りながら新しい防災・減災対策の活用方法につきましても検討を進めて参りたいと考えております。

それから自主防災会の役員だけでなく、もう少し町民一人一人の参加というご質問に関してでございますが、これに関してましては自主防災会の中でも実は問題になっておりまして、何かするというと、だいたい役員さんしか出て来られないことが多いですし、若い方の参加とかそういったことが少ないというご意見等もございまして、今後は自主防災会連合会の中でいかにそういう若い世代を取り込むか、それからまた役員以外の方に参加してもらえるか、そういったことについては話し合いをしながら進めて参りたいと思っております、以上でございます。

議 長
8 番 議 員

寺下議員

この国土強靱化地域計画というのは、あのうほんまに実行することのみでしか結果は出せないと思っておりますので、しっかり計画的に行って頂きたいと思っておりますし、本気で取り組んで頂きたいと思っております。先ほども答弁の方で絵に描いた餅にしないっていうふう

には言われたんですけれども、先ほどサテライトオフィスとか、建築士会、計画の策定委員にも建築士会の方、入っておられましたが、やっぱりそれはそういう連携が取れてきているっていうのは美波町の強みだと思うんですよね。そういう部分を他の町には薄いというか、少ない、そういう部分も含めてしっかりと計画を推進して行って貰いたいと思います。

私達が安心して暮らしていける町にするためには、「美波町国土強靱化地域計画」を推進しつつ、現場や社会情勢の変化に応じた見直しを行いながら、スピード感を持って実行することに尽きると思います。様々な被災地において、復興が進んでいる自治体は、うまく外の力を借りていると言われます。自分達で抱え込もうとすると、思考が内向きになり、むしろ厳しい状況を招く。ただ、外の力を借りるという前提には、行政が町の現状を十分知っていて、その上で、自分達の弱い部分、及ばない部分をしっかりと認識しておく必要があると思います。先ほど防災訓練等にも若い人らがなかなか出て来ないと言われておりましたが、やはり本人が当事者意識を持って危機感を持つと、それは行動に移ってくると思います。東日本大震災の時に遠く離れたところで起こった地震ではありましたが、テレビで仙台空港の車が流されているのを見たときに、自分自身もああ逃げないかんと思ったので、やはりそういう部分は聞くだけでなく、目で視覚でうったえる。そういう部分も重要になってくるのではないかと思います。被災前に、そのようなシミュレーションも行いつつ、外に「開く」という土壌を今後作っていくことも大事になると思います。今後とも、行政・民間・地域が連携し、取り組む環境づくりに尽力頂きたいと思います。以上で、1問目は終わります。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

続いて2問目の小・中一貫教育について、質問致します。少子化により小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保障するために、統廃合に頼らない新しい学校のかたちづくり、そのための柔軟な教育システムが、全国でも展開されています。そのひとつに、小中一貫教育があげられますが、6月議会の一般質問で、平成27年12月に策定された「徳島教育大綱」にある、「徳島モデル」の学校づくりについて質問致しました。それに対する答弁は、「今後の県の調査研究結果を確認しながら対応していきたい」というものでした。県内の現状は、平成25年度から、チェーンスクールの導入実践校として阿南市の椿町地区で、パッケージスクールの導入実践校としては牟岐町で取り組まれています。また、指

定校として、現在チェーンスクールは5地域、パッケージスクールは2地域で展開されています。本町においてはどのように考えられているのか、お伺いします。

次に、次期学習指導要領、平成32年度から実施分においては、小学校では小学5・6年の英語がこれまでの外国語活動から、教科となることになっています。専門性が高まる中で、小中一貫教育の導入により、将来的な対応も含めて、その強みを生かすことができると思いますが、いかがでしょうか。また、平成33年度から実施される中学校の学習指導要領においては、部活動に関しても「主体的・対話的で深い学び」の視点が入ってきています。部活動の集団規模については、以前からも大きな課題となってきましたが、現況と今後の方向性をお伺いします。以上よろしく願い致します。

議 長
教 育 長

教育長

それでは1点目からお答えさせていただきます。徳島県では現在、小中一貫教育徳島モデルとして分散型小中一貫教育と一体型小中一貫教育を県下7地区で指定して調査研究を進めております。今後は、平成28年度に7地区で9年間を見据えたカリキュラムを完成させ、以後、阿南地区に加えて三好地区においてもICT活用を推進し、全地域においても研修会を実施して、成果を県下に発信するとお聞きしております。本町におきましては、小中一貫教育によって、どのような取り組みが可能となり、どのような効果があるのか、この小中一貫教育徳島モデル調査研究の成果を踏まえて、今後の在り方を検討したいと考えております。

次に2点目でございますが、現在、小学校段階では、高学年において「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を実施しておりますが、次期学習指導要領では「読むこと」「書くこと」へ移行し、教科型の外国語教育を導入することとされております。また中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を行い、高学年の教科型の学習に繋げていくことともされております。

本町におきましては、英語が教科化され、小学校教諭が指導にあたることとなります。現在の小学校教諭の保有する教員免許状を確認しましたところ、英語免許状を保有する教諭は在籍しておりませんでした。小中一貫教育導入により、乗り入れ授業を行うことで、英語免許状を持つ中学校教諭による英語指導が可能となることから、小学校英語教育において、小中一貫教育は有効な取り組みになると考えております。小中一貫教育につきましては、

そのことも含んで、徳島モデル調査研究の成果を踏まえて検討したいと考えております。

3点目でございます、中学校の部活動の現状でございますが、由岐中学校では野球・卓球・バレーボール・ソフトテニス、伊座利校では、ソフトテニス、日和佐中学校では、野球・サッカー・剣道・ソフトテニス・バレーボール・バドミントンが部として活動しております。練習時間につきましては、ほとんどが1日2時間から2時間30分の活動で、週1回休みを取っております。

日和佐中学校では、全ての部で各大会に参加できる部員が在籍しておりますが、由岐中学校については、生徒数の減少により野球部が秋から牟岐中学校と合同チームで活動しています。バレーボール部は夏まで穴喰中学校と合同チームで活動し、秋から穴喰中学校との合同チームにさらに牟岐中学校が加わった合同チームで活動しています。ソフトテニス部は伊座利分校との合同チームで活動しております。卓球部は団体戦には参加できず、個人戦のみに参加しているという状況です。

今後の方向性につきましては、合同チームでの活動が引き続き行われていくと考えますが、生徒数の減少により、休部という取り扱いも必要になることと思います。部活動に関しましては、校内に係ることも学校間に係ることも、学校が主体的に調整を図っておりますので、教育委員会としましては、学校からの求めがありました時に、助言や支援を行いたいと考えております。以上です。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

小中一貫教育に関しては、調査研究などを踏まえ、検討したいという答弁ではありましたが、指定校ぐるみで、調査研究などを行う徳島県小中一貫教育推進会議は、大学教授や指定市町村教委教育長、地区校長教頭・代表、地区PTA会長・代表等34名から構成され、年2回開催されるそうです。これまでの成果として、徳島モデルのメリットとしては、教職員の意識の高まりや学校の活性化、中1ギャップの克服、地域との連携強化や乗り入れ授業の実施による良質な教育環境の整備に繋がる、ということが挙げられています。テレビ会議を用いた交流学习も、移動時間のロスを解消し、成果を上げているようです。もちろん、デメリットとして、システムを変えることによる、教職員の多忙感や負担感、小中での打ち合わせ時間の確保等、現場の課題も確かにあると思います。しかし、このまま何の手立てもせず、児童・生徒数の減少に起因する教育環境の質のダウンという現実を考えると、地域

に合った柔軟な発想が必要になってくるのではないのでしょうか。今年4月19日に実施された2016年度の「全国学力・学習状況調査」の結果は、まもなく9月29日に公表されるようですが、その結果等もぜひ検証し、小中一貫教育の導入で、様々な課題が克服され、より豊かな教育環境を育むことが出来るのであれば、ぜひ検討協議会や調査委員会等を立ち上げて、先進地の検証等を行い、実施に向け検討するべきだと思いますが、再度お伺いしますが、どのように思われますか。

議 長
教 育 長

教育長
9地区のモデル校で研究進めて、その地区の中で検討結果を下して行って、会議を持ってご説明もされているというふうにはお聞きしております。私どもは阿南地区、これがチェーンスクールなので、後は牟岐がパッケージスクールということなんですけども、そのパッケージスクールについての地区の説明・研修報告会というものがあつたかということ、現在まだありません。それはパッケージというかたちが1つの校舎の中でやられていることなので、該当しないのかというようなことかも知れませんが、今のところはそういう状況になっております。阿南地区の成果の発表につきましても、直接その隣の地域や近い地域としてその機会を設けて頂いたということは、今のところはございません。大きくは阿波教育発表会の中でその年その年の発表事としては発表されておりますが、やっぱりそこは細かく私達が実務をする上で気になるような場所にはなかなかないかと思っておりますので、私達が求めるのはどのような教科で、どのような取り組みが出来て、その先生にどのような負担があつて、一方反対に中学校にとってはどのようなメリットがあつてというような細かい検証がなければ、なかなか判断と言いますか、検討材料としては整わないというふうに思っておりますので、私どもとしましては、その辺の成果を頂けると考えておまして、その頂ける中でその今後の今おっしゃられました会議の検討会の設置でありますとか、というようなことも考えてまいりたいと考えております。

議 長
8 番 議 員

寺下議員
これから状況を見て考えるということではありましたが、この町から巣立つ一人ひとりの子ども達が自信をもって、進学し、社会人になるためにも、義務教育は本当に重要な役割を担います。学力の定着を図るとともに、豊かな心の育成を図れる教育環境の向上に向け、小中学校間の連携を今以上に、積極的に、具体的に考えて頂きたいと思っております。以上で、私の質問は終わります。

議 長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。
続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。
北山議員

4 番 議 員 それでは一般質問を行います。今回は通告してありました今年度から実施する人事管理・人事評価をどのように進めているのかについてお聞きします。地方公務員法などの一部を改正する法律、平成26年度法律第34号の施行により、能力・実績に基づく人事管理が求められ、国・県より数多くの通知・助言が出され、本町においても人事評価制度に関する規定等を整備し、能力評価と実績評価の適正な実施に向けて、現在スタートしております。言うまでもなく人事評価は町の行政事業中、根本的な最重要事項であり、その正否は町行政の成否を決定すると思えます。そこでお聞きします、人事評価マニュアルと人事評価者マニュアル2つの手引きをつくっていますが、それぞれ実施するにあたって何の問題もなくスムーズに実行できますか、それともなにか困難性を感じることがありますか。あるとすれば、それはどういうことですか、現時点での感想と課題・問題点を挙げて下さい。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 答え致します。人事評価につきましては、平成27年度におきまして、研修会の実施や職員等への説明・協議などを経ましてマニュアルを策定致しまして、平成28年度から運用を行っております。スケジュールと致しましては、4月に目標設定の仕方などの研修会を実施し、職員については6月末までに評価者との期首面談を実施し、平成28年度の業務の目標設定を行っております。また管理職につきましては8月上旬に期首面談を終え、目標設定を行ったところでございます。今後は、必要に応じまして中間面談等を実施致しまして、来年2月頃に目標達成状況等の自己申告と評価者との期末面談を実施し、一次評価者による評価と二次評価者の評価を経まして最終町長による評価結果の確認を行いまし、評価結果の確定となります。実施にあたっては、目標設定の仕方やその評価が重要となりますけれども、人材育成の観点からも面談による話し合いによるコミュニケーションに重点を置きまして、職員のモチベーションの向上のための適切な助言・指導に努めることと致しております。現在、人事評価制度につきましては、まだ中途ということで、今のところ困難性というところについては特にございませぬ。以上でございます。

議 長 北山議員
4 番 議 員 それでは再問をさせていただきます。今、総務課長からスケジュー

ル、今後のスケジュールについて。それから私の質問で「現時点での感想・課題問題点について挙げて下さい」という質問をしたんですが、「評価の途中だから何の問題点もない」というような、そういう答弁だったと思います。私、今回総務課長より人事評価マニュアル、人事評価者マニュアルを頂きました。これについては昨年の27年度試験的に評価をされるというような過去の質問の答弁もありましたが、なかなかマニュアルが出来なくて、いつだったんですかね、6月ぐらいでしたか、そのぐらいの段階で頂いたように思います。今、課長から何の問題もないというような、そういう答弁がありました。私はこのマニュアルを見せて頂いて、私としての感想は、今後、能力評価・業績評価をどのようにするのかなあ、その内容を見せて頂いて大変難しい作業になると感じました。それが現在進行中ということで、その上に本当にできるのかなあというように、そういう感じも受けました。例えば人事評価マニュアルの中でB通常の方法で能力評価は優秀な職員像を設定し、優秀な職員のとる行動を求められる行動と位置付けるとありますが、優秀な職員像及び優秀な職員のとる行動は、現在設定されているのか。また事業評価では果たすべき役割として設定された個々の目標の達成度等を見てとあり、評価の流れの第1段階、先ほど課長も言いましたが期首面談・目標の設定で、目標を定量化し、より具体的に表現するとあるが、今までは出来ていなかったように思いますが、そういうことが本当に出来ているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

また私は、この度2度目の監査委員になり、先日7月27日から8月の26日まで決算審査を実施しました。審査の結果は意見を添えて町長に報告してあり、後日措置報告があると思いますので現時点では申し上げることはできませんが、しかし言えることは従来監査する側も監査を受ける側も法令や基準に基づくよりも前例に従う。端的に言えば昨年どおりすればいいという間違った認識で長年監査を続けていることです。監査報告書及び監査意見書等も毎年同じようなことが繰り返し提出され、またそれに対する町長からの措置報告も提出されない状況が続いております。そこで今回、昨年の監査結果による指摘事項や意見書に対する処置報告を出してもらったところ、ほとんどすべてが意見書や指摘事項どおり実行するに至っていないとの結果が出ました。つまり監査委員の指摘事項は結果的に無視されています。また報告書にしても、例えば公営住宅・改良住宅・更新住宅・若者住宅使用料、住宅新築資金貸付償還金の滞納について、改善策として5月・12月に督

促状を発送し、督促を行ってきた。また臨戸訪問等により納付を依頼してきたとの報告だけで、何月何日誰が訪問し、誰と話をし、どのような内容だったのか等々具体的事象記録が示されていない。以上1つは監査委員の指摘無視。2つ目は具体性・実効性にかける報告文がない。どちらも今後監査を通じ、改革を進めたいと思いますが、具体性・実効性のある報告書が書けない理由は実績記録というか、業務記録というか、仕事の記録を残していないことにあるということが分かりました。業務記録を残している課もありましたが、その課は監査の回答も端的であったように思います。こうしたことから私は人事管理における評価の2本柱である能力評価と実績評価についても構成適切を期すためには毎日の実践記録・業務記録等々、職員が執務した仕事や研修したことの記録がどうしても必要になると思います。1人一人の日常の仕事・研修・業績の記録なくして公平な評価はできないと思いますが、このことについて町長の所見をお願い致します。

議
町

長 町長

今、北山議員から監査を通じての職員の仕事の在り方について概略ご質問といたしますか、ご指摘を頂いたところかなあと思っております。今回の意見書にも書かれておりますけれども、いわゆる業務実績といたしますか、そういったものについて各課のところで全て書かれていたように思っておりますけれども、それは議員おっしゃるようにどこまでをやるかっていうことはあろうかと思っておりますけれども、今、事業課の方では住民の方と対面したって言うような要望であったり苦情であったりとかいうものについては、全て記録を取って上がってきているところがございます。その他の課について口頭で上がってきたりっていうようなことがございますけれども、きれいなフレーム、いわゆる様式あってやっているっていうようなことは今のところは私のところへ上がってきているものはございません。課の中でそれぞれやっていることというふうに認識しておりますけれども、今回この人事評価をするにあたって、議員がおっしゃられたことっていうのは1つの重要な点かなあというふうに思っておりますので、今後、総務企画課の中でこの人事評価の主幹課としてやっていくわけでございますけれども、その中で今年度がこの評価を始めた最初の年っていうこともございます。議員の指摘のこともそうですけれども、いろいろと今後問題といたしますか、課題も上がってくるかというふうには予想されます。そういったこともありますけれども、平成26年の地公法の改正によってこれが法律的に位置づけられたいうこ

とを考えるとときに、やっぱりきっちりやって行かなければいけない
っていうふうに思いますので、それは乗り越えて行かなければ
いけないかなあというふうに考えているところでございます。以
上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員
再再問になりますが、今、町長の答弁を伺いましたが、私何を
するんか全く理解ができませんでした。私の言う実績記録って
いうんは重要になる、そう認識されたように思うんですが、今後、
問題点が上がって来たときに検討する。重要だったら当然やるべ
きと思うんですよ、評価を先ほども言いましたように、そういう
実績記録・業務記録そういうことがなかったら正しい公平な評価
っていうんは出来ないと思います。そこらをどのようい考えてい
るのか、総務課長は今、何も問題なしにスムーズに行っていると、
中途だからという注釈はついてましたが、何のこう問題も感じて
いないように私答弁を受け取りました。しかし私このマニュアル
を見さして頂いて、ここまでの目標設定につきましてもこれに書
いてありますとおりの定量的な目標としては次のようなものがある
と、1,000 千円以上の高額滞納者の人数を○人から△人に減少さ
せると、ここまで具体的な目標を立てるような、そういうマニユ
アルになっています。先ほど答弁漏れにはなりますが、こういう
ことが出来ているのかというようなことも質問しましたが、それ
にはこう全く答えられていません。そこらのことについてもどう
なのか、再問で質問するような問題、再問の答えが頂けてないよ
うに私思いますんで、再再問までちょっと至らないような感じが
しますんで、再度再問の答えとして答弁を頂けたらと思います。
お願いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長
答弁漏れがございまして、失礼致しました。先ほどおっしゃら
れた業績評価と能力評価、2 種類の評価書がございまして。お手元
に既に持たれてると思うんですけれども、この業績評価の方で各
職員の目標を設定を行っております。先ほどスケジュールを申し
上げましたけれども、今の段階ではこの目標設定を行ったところ
だけです。今後、来年 2 月頃にこの目標についていろいろな面談
を通して、職員と評価者との話し合いの中で評価・結果っていう
んを出すわけなんですけれども、今回評価者も評価される方も初
めてということで、まだ来年 2 月評価結果出すまでにいろいろ問
題は出てこようかと思っておりますけれども、人材育成っていう観
点に先ほども申し上げましたけれども、重点を置きまして、今日スキ
ルア

ップ等が重要なことと認識致しておりますので、今後この人事評価ってというのは、一丸となって進めて行くべきものかと考えております。お答えになってないか分からないんですけど、その目標設定ってというのは、各職員ごとに業務が違ってきますので、先ほど申されたような設定例を示しながら、その職員に応じた目標設定を行っております。以上です。

議長
4 番 議員

北山議員

今、総務課長もおっしゃったように、答弁になってない。本当に答弁になってないように私思います。私が聞いたのは、課長がおっしゃるように、今の段階では目標が出来たという段階なんですよ。だからそういうのがちゃんとこう出来ておるんですかと、今まで先ほど言いましたが、今までほういう具体的な回答を去年の監査の回答にしても、そういうこと出て来てないんですよ。先ほども言うたように、もう監査委員さんの指摘を無視するような、そういう解答だったんですよ、総務課長見られとうか、総務課長が書いて頂いた解答に、それもそういう具体的なことではなかったやないですか。今度目標の設定ステップ4についても数量的な目標を上げよと、定量化することが、困難な問題についても具体的な表現を用いてやれと、そうでなければ曖昧な水準設定をすれば、達成度の評価が困難になりますよと。こういうマニュアルで総務課長書いとうやないですか、こういうことがきちんとできとんですかっていうのを、私聞つきよんです。今まで出来てなかったから、皆が協力してとか、双方が初めてだからとか言う話もされましたが、私だから心配なんですよ。昨年度こういうマニュアルをつくって試験的に昨年やるっていう話をされてたやないですか。それがどんどんどんどん延び延びになってマニュアルができたんが6月か7月の段階、今、何とか目標設定はできたというような期首の面談でできたというような話でしたけどね、結局どんどんどん今までのんが遅れて来たという事実に基づいて、本当にこれできているんかなあと。最終また終わりの評価、期末面談の評価の段階になってこれがちゃんと正しい評価が本当にできるんかなあ、そういうことがごっつい心配なんですよ。だからそういうのが出来てますかって言うことを聞いているんです。ほんで他の答えは必要ないんですよ。もしこれがきちっと出来とんであれば、その目標を提示して頂きたいんですよ。今までのこう総務課なり課長の仕事ぶりを見てね、ほんまにこれ出来とんかな、これは今後人事評価の目的にもこれは書いてますよね。今までの従来の業務評定に変えて、より客観性及び透明性の高い人事評価

をするんだと。ほういうことが法律に決められとんだということ、ほれを書いてるやないですか。そういう人事評価を美波町の人材育成基本方針に先ほど総務課も言われよったように、それに基づいて公正に、業務を公正に把握して評価をするんだというような、だからこういう目標がきちっとできとんですか、そこらのところどうなのか、それをまずちゃんと答弁して下さい。

議 長
総務企画課長

総務企画課長
業績評価書に記入致します目標設定については、全て職員出来ております。以上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員
それでは再再問に入りたいと思います。今、総務課長から目標についてはちゃんとできたと言うような答弁がありましたんで、まだ少し不安を感じますんで、ほの目標についてまた見せて頂きたいと思いますんで、よろしくお願い致します。それと町長が先ほど言いましたが、実績記録、評価するための実績記録が必要でないかと私、町長に、町長の所見を伺いたいという質問をしました。町長は私の提案については重要だということは認識されとうっていうんはよう分かります。そこまで認識をされているんなら、きちっとやっぱり様式がどうなるか分からんとか、口頭かなんかで私のところには上がってないというような、そういう話もありましたが、今回決算審査をした時に、そういうことが全く上がってきてないんですよ。監査委員にも、どういうほの滞納についてもどういうこう手立てをして、誰がいつどこへ行って、どういう話をして、どうなった。そこらのあたりがまったく見えてこんのんですよね。そんなんが見えてない中で、総務課長が言われるようなきちっとした具体的な数量的なことも含めた目標設定が出来ても、それを評価するための資料がないんですよ。今回私、決算審査の上で滞納についてのいろんな答えを頂きましたが、どういうこうことでこうなとんかっていうそこらのところが分からないんで、評価のしようがなかったんです。だからやっぱり今後職員の評価をするためには、監査の指摘では業務日誌って書かして頂きましたけど、実績報告とかいろんな名前、各課やっとう課でもいろんな名前ですってやってますけどね、実際やった事実をきちっと記録して、1年間どうだったのか、目標を立てて執務をやった結果がどうだったのか。ほれを評価するにはほれがなかったらできんやないですか。ほれを今後また問題が上がって来たときに考えますやいうんでは、もうスタートして始まるじまっとんですよ。そこらのところ、再度町長の所見を伺いたいと思います。よ

議
町

ろしくお願い致します。

長 町長

長 それでは今の北山議員の質問ですけれども、何点かあるんですが、1つの今回ご質問が人事評価のことですので、そういう観点で申し上げますと、「人事評価は目標設定を今したところ」と答えたところでございますけれども、年度末にはそれを最終どうなったかっていうのが、いわゆる目標に対しての結果と言うことで、数字で表れるいわゆる定型的なもの、定量的なものっていうようなことで現れるものとそうでないところの部署もございますけれども、結果は出るようになりますので、その差っていうのがいわゆる端的に言えば業績評価になってくるというふうに思います。後、業務日誌のことを書かれておるんですけれども、非常にいい案といいますか、必要なことかなあとは思っております。ただ業務の中で町の行政の中で例えば復命書、例えばですけれども、1つにとってもペーパーで上げるものと、簡易なものは口頭でよいつていうようなことになっておりますので、また元に戻ってその人事評価の場合も評価をするのは課長がまず行います。課員の評価ね、行いますので、それぞれ毎日の例えば税のことを先ほど申されていたので、税のことをとって言いますと、いわゆる徴収に誰が行ったっていうようなこと。そして今日はこれだけの徴収が上がった、もしくは徴収はできなかったけれども、こういうようないわゆる分納であるとか、制約であるとか、そういったものを頂いたというのは、文章で上がってきているかどうかっていうのは、先ほど言ったように私は課のことは掌握してませんが、課長はそれは掌握していることとございまして、1年間通じてそれぞれの課員がやってきた、やっているそうだった目標も踏まえた業務の中で、課長が判断するわけとございますので、議員がおっしゃってくれた業務日誌的なことっていうのは、ペーパーで上げるものもあれば、口頭で上げるものもあるというようにまずは理解して頂いた上で、ペーパーで上げる分について例えば庁内の全ての課において、汎用性があるようなペーパーが出来るのかどうかっていうのはまあ検討しなくてはいけないですけれども、課独自のいわゆる業務日誌的なことっていうのを、つくるっていうのは、その課の中で判断をして頂くし、それは判断しにくい事案については当然副町長なりに相談っていうようなことになろうかなあとは思いますが、そういったことも含めまして、議員からご提案のあった件というのは、承って日々の業務、また今回の人事評価にも活かして行けるようにできたらというふうに、今は

思っているところでございます。以上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員

今、町長からるる説明がありました。実績記録についてはペーパーにするとか口頭にするとかいうようなそういう話も出ましたが、結局決算審査、監査委員がやるにしても、ペーパーで出してもらわなかったら、日々の記録口頭でやいうことは不可能やないですか。ほれはおかしいと思いますよ、監査委員の研修に行った時も、監査委員も監査するときにはきちっと監査記録、監査日誌を付けて、何かあった時には「これこのとおりこういう記録に基づいてますよ」というようなことを出すことが監査委員の責任が軽減されることになるんだというように、そういう研修も受けて来ましたよ。当然だと思いますよ、ほら最終結果は年末に出るんだろうと思います。しかし今回のこの人事評価の目的についても、先ほども言いましたように、客観性及び透明性のある評価をするんだということになってくれば、ちゃんとやっぱりペーパーで業務日誌を書くのが客観性・透明性を計る上で必要だと思いますよ。ほんで口頭でやるやいうんでは、なかなか客観性・透明性は図れないのように私は思いますけど、まあ年末に結果が出るというのであれば、それはそれでまた楽しみに見させて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。それと先ほど税の話をしたというように話もあったんで、税務課についてはきちっとそういうことはされてますよ、ほれはある課というように表現をしましたが、税務課がちゃんとやっておりますんで、やっぱり一番税務課が滞納も多い部署であるし、住民と実際に接する課だということで、やはり他の課よりも能力は高いなあというように私判断しましたんで、できるだけ税務課が中心になって今後そういうことを進めて頂ければと思いますんで、よろしくお願い致します。現在出来ておる目標については、また見せて頂きたいと思いますんで、よろしくお願い致します。以上で私の質問終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で北山議員の一般質問を終しました。
小休します。

(4 番議員 早退)

(時に 10 時 10 分)

(小休中)

(時に 10 時 30 分)

議 長

再開します。
続いて 9 番戎野議員の一般質問を許可します。

9 番 議 員

戎野議員

私は大きくは2問、そしてそれぞれの課題について順次質問を
してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

第1点目はですね、サンクス裏山の高台造成開発についてでござ
います。1つ目1点として、仮設住宅建設用地と子ども園の移
転用地等の確保を中心とする高台造成工事構想の調査等について
でございます。昨年6月議会におきまして、同僚議員から高台開
発の進捗状況の質問があり、高台整備検討ワーキンググループの
開催や、高知県への勉強会、国・県との協議を行ってきたと報告
がされておりました。平成27年度は地形測量、地質調査、造成計
画の実施、道路敷地造成や施設事業費等高台整備に必要な基本的
調査を行うとともに、用地関係者との立会を計画している。その
ための基本設計委託料として、28,000千円を計上していると答え
られております。本年度の3月の当初予算でも、高台整備に伴う
調査設計委託料として、42,000千円の委託料が出されております
が、27年度から1年以上経過した現在、調査はどのような結果と
なり、将来への進め方、検証結果の計画概要を事前復興計画に含
めて説明をされたい。具体的にこれらの計画の内、何をどの規模
で建設して行くのか、そして調査の結果、見直して行く部分、再
評価の課題はなかったのか、概要説明をして頂きたいと思いま
す。住民にとっては仮設住宅の建設予定の戸数がどの地区の被災者
を対象にいくらなのか。子ども園の規模はどのように予定されて
いるのか。その他の施設、いわゆる公園や町営住宅等を前は言われ
ておりましたが、それを含めてどれだけの規模で山を切土・盛土
をして造成するのか。その開発費用はどれだけ必要でその財源は
国・県の補助以外で町負担分はいくらなのか、その費用をかけて
の効果は十分あるのか。後世に負担をかけるだけに十分な説明を
して頂きたいと思えます。私が懸念するのは、高台造成開発をし
なくても、規模や代替場所を工夫すれば、多大な必要以上の費用
を掛けずにできるのではないかというわけでございます。

2つ目には子ども園を避難施設の整った日和佐診療所、ここは
避難会場として3階屋上の避難階を設置していくわけございま
すが、その付近に建設をして常時誘導避難がしやすい、また子
ども達が送迎のしやすい場所として集中配置していく、そういった
再検討はできないのか、その点について含めてご回答をお願いし
たいと思えます。

議 長
建 設 課 長

建設課長

それでは私からは1点目の仮設住宅用地等及び子ども園移転用

地の高台造成工事の適地調査、計画の概要についてお答えをさせて頂きます。道の駅日和佐、西側山林におけます高台整備事業につきましても、これまでも一般質問でお答えをさせて頂きましたが、日和佐地区におけます市街地の大部分が津波浸水想定区域となっておりまして、被害の軽減や津波・災害時の行政機能維持のため、公共施設等については、基本的に津波浸水想定区域外である高台等への移転整備に取り組むことと致しております。繰り返しになりますが、これまで進捗状況につきましても、高台移転を行うべき機能施設としまして、1つは災害時の活動拠点となります2次避難場所を兼ねました防災公園、2つ目としては要配慮者施設である日和佐子ども園等、3つ目はその他公共施設の機能別の必要面積、全体面積の把握、施設の配置、短期長期の段階的整備イメージにつきましても、町内の高台ワーキンググループによる検討を行いました。また移転候補の日和佐子ども園の園児の保護者の方を対象に致しまして、行いました日和佐子ども園の高台移転計画に関しますアンケート調査等も踏まえまして、27年度に高台整備の全体的な地形測量、地質調査等高台整備のための基本的測量が完了致しております。現在高台への進入路の検討でありますとか、交差点協議、地籍調査によります一筆地測量の実施をしておるところでございまして、今後の予定と致しましては、施設などの造成のための基本設計と道路測量調査及び植物等環境調査を行うことと致しております。高台整備は長期的で多大な費用を要することになりますけれども、用地関係者の皆様のご協力、あと国・県と関係機関との連携、補助制度等最大限活用しまして、町財政の状況を見ながら南海トラフ巨大地震、津波に備え安心安全な町づくりを実現するため、緊急性の高い施設、子ども園・防災公園の早期完成を目指して進めておるところでございまして。議員におかれましても、ご支援ご協力のほどをよろしくお願いを致します。私からは以上でございまして。

議
町

長 町長

長 それでは私の方からは2つ目の常時誘導しやすい診療所横に子ども園を配置する再検討はできないのかについてお答えをさせて頂きます。まず高台移転構想に至った経緯を申し上げたいと思います。東日本大震災を教訓に、本町と致しましては、まず助かる命を守るということを最優先に、自主防災組織との連携の下、避難階段、避難路等の整備をはじめとするハード事業と避難訓練防災意識向上施策等のソフト事業に積極的に取り組んできたところでもあります。また一方で、市街地のほとんどが浸水区域となる想

定に鑑み、市街地周辺において津波の影響を受けない場所が求められていることから、高台整備構造づくりを進めて来たという経緯がございます。そこでお尋ねの子ども園の高台移転につきましては、平成23年8月26日に日和佐幼稚園のPTA会長と日和佐保育園保護者会会長の連名で幼保園舎の移転等防災に関する要望書を頂き、平成24年の11月13日と11月28日に日和佐地区・由岐地区の就学前のお子様を持つ保護者との座談会を開催。さらに平成25年7月26日には日和佐地区幼保施設の整備方針検討委員会から、地震津波が発生しても避難の必要のない高台等への移転についての提言を頂きました。これらの経緯を踏まえまして、平成26年3月議会において高台整備構想を発表させて頂いたところでございます。さらに昨年平成27年12月には、日和佐子ども園の高台移転計画に関するアンケートを実施致しております。対象者は日和佐子ども園に通園している保護者と未就園児の保護者、合わせまして103世帯を対象と致しました。解答は71世帯からありまして、回収率は68.9%となっております。回答者71世帯の内、高台移転検討賛成が65世帯、率でいきますと91%という結果となっております。このようなことから子ども園の移転改築につきましては、現在道の駅日和佐の西側で進めている高台整備構想の中で行ってまいりたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。それから議員の質問のあった仮設住宅用地は何戸想定しているか、また全体の高台整備に関する規模、そして財源についてご質問がございましたけれども、仮設住宅用地としての、これは防災公園という名前のことをおっしゃられているのかも分かりませんが、防災公園は仮設住宅にも使えますし、自衛隊であったり警察隊であったり、海上保安庁等助けて頂く方々の駐屯にも使えますし、いろんな意味で災害が起こった時には使えるというようには認識しておりますけれども、この仮設住宅用地のいわゆる何戸というのは、美波町全体では7割に近い戸数が浸水ということになりますので、非常に大きな戸数となります。ということで具体的な数値は今のところ掴んではおりませんが、平たく言いますと、由岐地区では98%が浸水区域になります。日和佐地区については65%というふうなことでございます。そこで全体的な規模でございますけれども、今のところ概略で検討をしている数値、現在のところということで前置きをさせて頂いて答弁させて頂きまして、約73,000㎡でございまして、財源と致しまして、全体の事業費が今のところ、これも出しておるのはごく概算の事業費でございますけれども、46億円

という数値を出ております。国等の補助につきましては19億円でございまして、起債が26億で町費でありますのは1億円というふうな今のところ財源内訳としております。ただまあこれから実際に実施設計等始めるに至りますと、この金額で収まるかどうかというよりも、もう少し正確な数字が出てこようかと思っておりますけれども、今のところ概算の報告で申し訳ありませんけれども、答弁とさせていただきます。

議 長 戎野議員
9 番 議 員

今、町長から約46億円ということで概算の費用を出されましたが、私は子ども園が移転するには反対をしているわけではありませんし、子ども園が安全なところに移築されるということは大賛成であり、従ってこの高台いわゆる国道55線を越えて行く交通安全の問題、それからそこへは送迎は車でないとなかなか行きにくい中で、そういうところ以外にも提示してのアンケートか。そういうものがなされてなかったと思いますので、本来はまず高台ありきでいたのではないかというふうに考えておるわけでございます。代わりにですね、この防災公園ということで仮設住宅用地とは特定してないというご返答でありましたが、本来は町営住宅なりそれを先に建てていくというふうな用地でなければですね、被災後のいわゆる仮設住宅用地としてやるのであれば水高のグラウンドや日高のグラウンドの活用での仮設住宅用地や山河内の玉厨子農村公園及び西河内地区等他のですね、耕作放棄地や遊休地の借用で、いわゆる防災公園の仮設住宅用地はできないのか。そういった検討はこの調査の中には全くなされてないのかどうかもお聞きしておきたいと思います。いわゆるこの山を削って、今、73,000㎡ですか、約これ22haぐらいになるんですかね、7haですか。そしたら約その切土、また盛土をして用地をつくろうということでありますね、この場合にですね、将来に仮設住宅用地を視野に入れていくのであれば、さらにその起債の26億そして町費の1億円にさらに整備費が重なってくると思うんですが、いわゆる被災後の用地を確保をするというんが大きくなるのであれば、私はだいたい位置をもう少し検討して行くべきではないか。町長は特に必要度について口癖の中で「あればいいが、どうしてもなくてはならないものから優先すべき」との訓示をよく聞かされておりますが、高台開発をしなくても日和佐地区では代替用地の場所があれば高台はなくてはならないものではないのではないのか、由岐地区のように高台もほとんどなく、仮設住宅用地のないところに開発するならまだしもですね、必要度、代替案等で見直して行

く、将来の負担を軽減して行くという考えはもう全くなく、これを実行計画として、調査完了しているので、さらに進めると、そういうふうに理解しておっていいんでしょうか。私は再考をするべきだと考えます。

議
町

長 町長

まず前段の仮設住宅用地の件でございますけれども、先ほど申しましたように、仮設受託用地としてはこの美波町が東日本大震災のような被害を受けた場合には、とてもこの計画しているいわゆる7haのうちの防災公園っていうのはもっと小さいですから、それで足りるものではございません。十分な計画それから協議は出来ておりませんが、私の1つの案でございますけれども、津波の影響を受けない例えば山河内・西河内の上流部、赤松・北河内大戸辺りを中心と致しまして、農地の方と協定を巻かさせて頂いて、そしていざ発災で被害を受けた場合の仮設用地として使わせて頂くというような協定を巻かさせて頂いて、普段は農地ですからお米を作ったり野菜を作ったりして頂いている中で、いざ発災の時には協力して頂くというようなかたちもとれるのではないかというふうに思っております、議員がおっしゃられた山河内の玉厨子山公園もその候補地の1つでもございますし、そのようなかたちで進めて行こうというふうに考えているところであります。それからこの子ども園の高台移転につきましては、先ほども申しましたように経緯・方針等がございまして、現在進行形で行っておりますので、親御さんたちの希望というのもしもいゆる子どもさんが発災した時に心配なくていい高台に作って欲しいって言うところから始まっておりますので、私としてもそれは尊重しながら行きたいということで、2年前に高台の整備構想っていうのを発表させて頂いたところがございますし、平成26年から今まで2年間、そして平成28年3年目になりますけれども、進めているところがございます、境界確定等につきましても、地籍調査をその場所で行っております。いろんな制度を組み合わせながら、費用が少なくというようなことで考えておりますし、先ほどの起債に分につきましても過疎債また合併特例債など優良債を使うことによって約3割の町負担で行けるということのもくろみもございまして、そんな中で進めているところがございますので、重ねてご理解を賜ればと思います。以上でございます。

議 長 戎野議員
9 番 議 員

今、町長が町の負担としては起債を含めて3割を視野に考慮して行けばいいということでございますが、やはりこれ大規模な土

地を買う、地権者との話し合いになると思うんですが、住民から城山の購入にしても普通の相場から高いのではないか、鑑定評価そのものが疑問視されております。いったいこの山の地形的なもので普通相場的に雑木等であればそんなに高いものではありませんし、その購入について評価の基本をどこをだいたい中心に取引相場ではなくですね、評価、県の評価委員その人達の鑑定というか価格で1㎡あたりどの程度予定しているのか、もしくは1丁あたりですね、1ha どの程度の購入費を最初に考えているのか、その点もお聞きしたいと思います。

議 町 長 町長
長 買収価格については、まだ0ベースでございまして、今のところまだそこまでは行っておりません。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
私は今回の高台移転の土地購入と整備が、後々大きな負担のならないようにですね、代替措置の再検討を求めたわけですが、後の負担それからその利用について本当に費用を掛けた効果があるのかどうか、その点についてぜひ配慮してですね、進めるには私自身は疑問を持っていますが、考慮して頂きたいと思って、1問目の質問を終わりたいと思います。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
2問目は提示してありますように、避難タワーの整備に関連するものと、津波防災対策の関連でございまして。日和佐浦、具体的には東町と戎町というところにですね、そしてまた奥河内地区というところに津波避難タワーの整備が行われ、そしてそれに伴う避難路の確保が今検討されております。具体的には3カ所の避難タワー、奥河内地区では新規の整備ですね、東町の日和佐グラウンド横のところでは新規の整備、戎町の既存タワーの改築の計画設計案について順次質問をしてまいりたいと思います。今日、非常に他市町村の避難タワーの状況と日常的な使い方について合わせて質問をしてまいりたいと思います。1点目の始めにですね、奥河内地区の避難タワーこれは以前説明が、関係住民にもされたんですが、3階建の避難ビルの設計図の説明では1階は駐車場、ピロティ方式で2階部分が58人のスペース、備蓄倉庫と男女トイレ、3階部分が73人の室内スペースと階段での22人のスペース、男女トイレ・備蓄倉庫、屋上は93人ということ、プラス12人で合計258人の避難が可能とする設計計画案でございまして。一次避難としてもまた二次避難場所としても使用に耐えうる使いやす機能を持たせている計画であると見受けられました。今、用地交渉

中で折衝がまだうまくいってない様子みたいでございますが、その後の進展の見込はどうかを初めにお聞きしたいと思えます。2点目にですね、先日関係住民に提示されました日和佐浦及び日和佐浦グランド避難タワーの設計図上についてですね、1つは日和佐浦グランド避難タワーの新規の3階建てでございますが、1階部分はピロティで、2階は浸水高5mの避難スペース、3階が8mの避難スペースで屋上避難スペースのスロー構造等はこの場所を利用しようと予定避難される対象者数からすると十分な形態であるとは思われますが、現在の設計では3階避難スペース階にビニールカーテンを引いてですね、防雨を行う予定と聞きました。奥河内避難ビルのように3階部分、できれば2階部分も冬、冬季における防寒・防風、台風や豪雨時の対策上、側壁を設けてかつ2階3階の簡易トイレのブースというわけではなくですね、奥河内の避難ビルのように固定トイレを設けておくべきではないかという点でございます。支柱の鋼管の中にトイレの配管を通して、津波対策を計りながら浄化槽を盛土の中に収めていく等ですね、津波に備えていくべきではないかという点であります。備蓄倉庫2階3階のスペースは原案でもよいと思われますが、避難スペースにアコーディオンカーテンのように間仕切り化ができる携帯を取るべきではないかという点であります。2つ目は日和佐浦戎町避難タワーでの改築案でございますが、基準水位6m浸水深8mに対応できるようにするため、改築補強またはやり替え案が出ております。3階のみの避難スペースも東町より小さなトイレブースと備蓄スペースが予定されているだけで、同様に側壁はなく、ビニールシートを取り付けて雨風をしのぎようとしております。また簡易便座を置くのではなく、奥河内避難ビルのように男女別のトイレを移設すべきと考えますが、いかがですか。側壁を設け、トイレや備蓄倉庫を設置すると避難タワーが工作物から建築物となり、いろんな規定等で難しくなるといわれるところもあるかも知れませんが、今日、他市町村の避難施設の形態が避難タワーから避難ビルとして日常的に使いやすいいわゆる二次避難所や町の防災拠点の機能を持たせていることから、日常的に使える建物としての機能をできるようにして頂きたい。そのように考えますのでお答えを願いたいと思えます。それから避難タワー、避難施設に対する避難路の周辺整備の2点目の質問でございますが、都市計画道路及び中心的な避難路の電柱の地下埋設化を図り、避難しやすく景観上の美化を進める意味で、電力会社への電柱いわゆる電力線の地下埋設化の要請を進めてはどうかという点であります。

倒壊の恐れのあるブロック塀を少なくしていくため、生垣緑化推進のための補助金条例化で、街並み景観向上と防災対策を向上させてはどうかという点について、質問をしてみたいと思います。

議 長
消防防災課長

消防防災課長 お答えをさせていただきます。まず最初に奥河内地区の避難タワーについてのご質問であったかと思いますが、議員おっしゃられましたとおり、現在、奥河内地区の避難タワーにつきましては、地権者との用地交渉を行っておる状況でございます。現在の状況を申しますと、まだ実施設計には至っていないという状況でございます。議員おっしゃられました奥河内地区の3階建の図面といえますか、まだ設計が出来ておりませんので、おそらく見られたのは構造図的なものでなかったのかと思います。で、それから東町の避難タワーにつきましてはでございますが、基本的に避難タワーと申しますのは、滞在期間を1日とした一時避難施設として現在設計をさせて頂いております。日和佐浦地区の避難タワーは地上からの高さ5mと8mに避難スペースを確保し、240人が収容可能である、それから雨露をしのげる対策として、屋根を設置し長期間の滞在とならない対策として、屋上にはヘリのホバリングスペースとして利用が可能としております。続きまして戎町の避難タワーに関してでございますが、基本的には日和佐地区の考え方と同様でございます。戎町地区の避難タワーにつきましては、地上8mに避難スペースを備えており、60人を収容可能とし、地上にはヘリのホバリングスペースを備えており、合わせてスロープやトイレブース、備蓄倉庫のスペースを整備し、壁面の防風対策として、ビニールカーテン等による対策を提案させて頂いております。基本的に避難タワーといえますのは、指定の避難場所に一定の時間内に避難が困難な地域に対して一時的な避難場所として設置するものであり、長期的な避難は現在考えておりません、現在設計中のタワーにつきましては、屋根付きで簡易トイレを使用できるトイレブースや備蓄倉庫を整備するスペースも考慮した設計となっております。避難スペースの防風対策としてビニールカーテンで囲うという提案も合わせてさせて頂いておりますが、命を守るための一時的な避難場所としましては、雨露をしのげ、風もしのげる場所として十分な機能を有した構造物であると考えております。ただ先日の住民説明会でご提案を頂きました中で、費用やタワーの目的も考慮しながら反映できるところは反映していきたいと考えております。それか

ら戎町の避難タワーでございますが、今後既存のタワーの補強活用、又は撤去も含めた費用対効果の検討、構造設計、詳細設計を実施し、今年度中に実施設計を完了する予定としております。工事の着工につきましては、来年度の予定となっております。以上でございます。

議 長
建設課長

建設課長

私からは、避難路の整備、電柱地下埋設化及び生垣緑化推進事業等についてお答えをさせていただきます。重点密集市街地に指定されます日和佐浦及び奥河内宇本村地区におきましては、倒壊が心配されるブロック塀や古い木造家屋等が多く、災害に対して脆弱な状況でございます。避難路の整備と致しましては避難経路として重要となる都市計画道路、日和佐浦西線につきましては、まずは道路下排水路の耐震改修工事を進めるべく、測量設計業務が完了致しまして、現在実施しています家屋事前調査が完了次第、本体工事に着手する予定であります。また避難路の安全確保のため、耐震診断および耐震改修の支援制度の啓発によります耐震化の促進や老朽住宅解体支援事業によります空き家の除去を行いまし、オープンスペースの確保に努めております。また国土強靱化地域計画の具体的な事業と致しまして、各種補助事業を活用しましたブロック塀等の撤去に努めて行きたいと考えております。

この度議員からご提案を頂きました電柱の地中化や生垣化についてでございますが、議員もおっしゃいましたように景観向上とか防災力の向上とメリットもございますけれども、反面災害、被災時の復旧に要する時間とか、建設に要する費用、あと生垣につきましては剪定等の維持管理等の問題も考えられます。あわせて費用対効果等も考慮しながらですね、今後検討する必要があるかと考えております。今後とも円滑な避難の実現に向け、都市計画道路を始め、狭隘道路沿いの空き家対策等によりまして、道路の拡幅延伸を行ってまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
9 番 議員

戎野議員

消防防災課長から答弁がありましたが、東日本の大震災ではやはり屋外に避難した人が低体温症となり病院に搬送されるっていうふうなケースも多発したことを仙台市や石巻市などの報告があり、各自治体ではいわゆる居室型の津波タワーを建設して行くことが一般的になっているというふうな報告と、そういうものを聞いております。避難タワーでも3階以上の避難スペース部分階に側壁を設けてですね、いわゆる室内として使えるような配慮をし

ている実例がいろいろ全国を見ましても増えております。美波町の議会です、この度、三重県の大紀町の避難タワーを視察予定をしておりましたが、今時期が変更になりまして、そのものも見て見ますとですね、タワーの工作物から日常的に使えるように1階にですね、錦タワーの場合は消防倉庫、公衆トイレ、2階を集会室、3階を防災資料室、4階と屋上をですね、津波避難スペースとして500名を避難想定をして建設が平成10年になされております。第2の錦タワーも平成24年に1階を消防倉庫、2階を集会室、6階・7階屋上を避難スペースとして500人収容のタワーというよりは建築物として建設されております。私はやはり日常的に使える施設として防災拠点として、また住民にとって活用できるように図っていくべきだと考えておりますし、被災地の仙台市の宮城野区にあります中野5丁目の津波避難タワーも3階部分を避難スペースとして部屋として建設をしております。やはりこれから避難タワーではなくですね、そういったカーテンではなかなか冬の寒い中をですね、そこで一晩過ごすにしても大変であり、お年寄りの方が増えていく中では、やはりそのカーテン遮蔽でなく、きちっとした側壁を設けてそこに避難しておれるようにすべきだと考えておりますので、再度他町村との比較において、どう今後考えていくのかを含めてお聞きして行きたいと思っております。

議長
消防防災課長

消防防災課長

日和佐浦・戎町・奥河内地区につきましては、住宅密集地でありまして、高台での避難が困難な特定困難地域の発生も考えられます。こういったことから南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に係ります特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画を作成致しまして、特定避難地域の解消に現在取り組んでいるわけでございます。議員おっしゃられます避難タワーに側壁を設けるといようなことではございますが、基本的に避難タワーと申しますのは、先ほども申しましたが、指定の避難場所に一定の時間内に避難が困難な地域に対しまして、一時的な避難場所として設置するものであると考えておりまして、長期的な避難は考えておりません。ですからそのタワーからどこか次の避難場所か避難所へ移動して頂くというような考え方であります。ですので、タワーの役割と致しましては、命を守るための一時的な避難場所という考え方で進めさせて頂いております。それから日常的な利用ができるようにというふうなお話ではございましたが、平成27年3月に住民意向調査を実施をさせて頂いております。その結果によりますと、避難時の施設として整備が望ましいという方が56.7%

おいでまして、日常も利用できる施設として整備が望ましいと答えられた方が 16.8% でした。ですから約 6 割の方が避難時の時の施設という考え方でおられるというような認識をしておりますので、日常も利用できる施設というのは、特に必要ないのかなあという考え方でおります。以上でございます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

そういう一時避難所だからカーテンでちょっと風を防げるはずだということのお答えらしいんですが、じゃあなぜ今、今日建設されているところは、避難タワーで 3 階の避難階のスペースのところをいわゆる側壁を設けて、トイレも設置して、そしてそこで一次避難の人が苦痛なくおれるようにしようと、現にそういった避難ビルの近い状況が建てられていっておりますが、そこはこの町の住民の意識とは違う、やはりだからこの町はアンケートで取ってやる以上、その必要性はないっていうふうに、ということは他町村の住民の意向は全く違うんだと、そういうふうな認識でいいんですか。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

他町村の住民の方の意識というのはちょっと把握はしていませんが、私も多くの避難タワーを見学させて頂いたわけではないんですが、私が見学させて頂きました他町村のタワーにつきましては、使用用途が日常的に観光的なこう目的で使用されているようなタワーもあったかのように思います。基本的にタワーをつくるようになりますと当然多額な費用が発生致しますので、費用面、それからタワー本来の目的、そういったことを考慮しながら今後設計の方を進めて行きたいと考えております。以上でございます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

じゃああまりもう言いませんが、単なるですね、避難タワーとせずに、そこがまちづくりの拠点となりえる日常的に使用可能な施設となるようにですね、私は壁付の施設として建設すべきだと、そしてトイレブースもですね、ただスペースを確保しとんだと、よそから簡易のもしくは何か座るものを持ってきて、そこで自分で処理してやって下さいと、そういうんでなく、やはり固定の男女別のトイレをよそでも付けてますし、今度の奥河内の計画案ではですね、設計図を見る限りそういうふうな固定のトイレを設けております。よそはさらに 1 階に公衆トイレをつくって観光客や他の利用者にも使えるようにするという、それぐらいの踏み込んだ対応をしているのですが、この町の担当者としてはそこまでやりたくない、費用の問題なのか、その点を最後にお聞きして、終

わりたいと思います。

議 長 消防防災課長
消防防災課長

お答えをさせていただきます。そうですね、他町のタワーがどうい
う使われ方、目的でね、どういう目的で作られたかはちょっと十
分把握はしてございませんが、何べんも言うようですけど、私ど
もの考えとしましては、命を守るための一時的な避難場所という
考え方を基本とさして頂いておりますので、当然多額な費用とか、
そういったものもかさんでくると、側壁を付けたら日
常的なそういう使い方、部屋を取ったり固定的なトイレをつくる
とか、そういったことになりますと、多額な費用も必要になってく
るかと思っておりますので、本来のタワーの目的を踏襲したかたちで進
めて参りたいと考えております。以上でございます。

議 長 戒野議員
9 番 議 員

多額の費用という、その基礎の根拠、これだけ側壁をしたらこ
れだけ掛かるという、そんなことも全く示さずにただ費用が掛か
る、こういう答弁では私はだめだと思います。やはり根拠を示し
て、そして避難ビルに近づけていくと、全体をせえというんじゃ
なくて、その避難スペースのところだけやるべきだというふうに
言うとのわけです。従いましてやはり、それに避難して利用する
人達をぜひ今後とも考えて検討を加えて頂きたいと思えます。以
上です、終わります。

議 長

以上で戒野議員の一般質問は終了しました。
続いて7番永本議員の一般質問を許可します。
永本議員

7 番 議 員

2点についてお尋ね致したいと思えます。1点目、事前復興計
画、30年以内に70%の確率で来るといわれる南海トラフ三連動地
震、それに伴う大津波で本町では人口の31%2,400人の尊い命が
失われる。市街地ではほとんどの家屋が津波によって流失、また
は発生する火災によって焼失すると中央防災会議から発表されて
数年になります。その間、防災対策・減災対策が着々と進められ
てきたわけでありましたが、未曾有の大災害発生後、どのようにし
て我が故郷を再生させるか、事前復興計画の必要性が叫ばれてき
たわけでありまして。先ほども出ましたが住宅の97%が津波浸水
すると予測されております由岐地区において、住民が安全に避難で
きる場所、避難後も生活再建が進められる高台開発が絶対に必要
なものと考えます。事前復興計画は本町の被災後、町の再生がで
きるか否か長期的視野に立って慎重かつ迅速に取り組む必要がある
計画であります。進捗状況をお聞きしたいと思います。よろしく

お願い致します。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

お答えをさせていただきます。今年度県単補助金を活用致しまして実施を致します「事前復興まちづくり計画策定事業」につきましては、平成26年に実施を致しました美波町の事前復興まちづくりに関する住民意向調査の結果を基に、一次避難場所、二次避難所、それから応急仮設住宅、住宅再建を時系列に応じた施設、土地利用等の整理について進めていくこととしておりますので、美波町国土強靱化地域計画との整合性も図りながら、地域にあった土地利用を考えていくこととしております。今後は、早急に入札を行い、地区を単位としまして地域住民の方々のご意見等をお伺いしながら、事前復興計画として進めて参りたいと考えております。以上でございます。

議 長
7 番 議 員

永本議員

町長に伺いたいと思います。三連動地震大津波が来た後は、ほとんど戦後の空襲の後と同じようなかっこうで何にも無くなってしまふ。そういう中でこの町をどうやって再生して行くか、そういう非常に重要な計画であります。単なる町づくり計画とはまた違うものがあると思う。だから基本的な計画をですね、やはり計画策定委員会等もつくってですね、そこそこの時間をかけて慎重に計画を進めて行くべきであると思うわけであります。現在民間の社会福祉法人では1階をピロティ方式、つまり高床式を採用して入所者・施設職員の生命の安全を第一に考えた建物の新築、これは日和佐地区の東紅会、あるいはまた施設全体を高台移転をするなど万全の津波対策が進められておる。これについては由岐地区における由岐福祉会、こういうことで民間の方は非常にもうその人命重視ということで進めておる中、先ほども申し上げましたが住宅の97%が津波浸水するといわれる由岐地区において、高台開発計画が進まないのはいかがなものか。山河内・赤松・大戸・西河内の一部、こういったところが天然の高台に恵まれた日和佐地区ではサンクス西の高台開発計画が進められておりますが、むしろ私は公平に考えて由岐地区の高い台開発計画を進めるべきであるというように考えております。町長の見解を求めたいと思います。前の一般質問でも申し上げましたがけれども、先ほど避難タワーの話が出来ましたが、最近の傾向では、避難タワーよりも命の山構想、いわゆる人工的な小さな丘をつくって、そこに避難をさせる。これの特長については、収容人員が大幅に10倍近く多く収容できる。あるいはまた自然の山林に山への避難階段避難路に

については、落石または倒木といった恐れがあるわけではありますが、人工の人工造山、人口の丘づくりではそういった被害がないという特徴がありまして、最近はこの方式が採用されつつあります。小松島市、阿南市、本県では2件計画が進められております。国の方もこの方を支援したいというような意向のように聞いております。由岐地区の高台開発計画について、町長はどのような所見を持っておられるのかお聞き致したいと思っております。よろしくお願ひ致します。

議
町

長 町長

今、永本議員がご質問あったように、いろんな面で本当に、いろんな面で美波町はいわゆる津波に対して脆弱でございます。それは地形的なものということがございます。今、ご提案頂いた命の山というのも私どもでは検討も致しましたけれども、それをつくる場所、いわゆるスペースがなかなかないというところもございまして、先ほど消防防災課長が答弁した避難タワーというようなことで、行おうというように戎町・東町について、そのようなかたちで進めているところであります。ご質問の由岐地区の高台整備についての所見でございますけれども、由岐地区の高台整備につきましては、町とそれと湾内の防災まちづくり、いわゆる自主防災会組織それから県の建築士会、徳島大学等々一緒になって住宅地のコンペというのをやらさして頂いております。場所につきましては、今、社会福祉法人由岐福祉会がねんりんを移転しているところのもう少し志和岐寄りの場所でございます。そこは浸水区域外ということがございます。現在は田んぼでございまして、そういったところへ新たに宅地を計画・開発をして、そして住宅を建てる。目的としては震災前過疎を防いだり、それから住居の関係で親御さんとの近くで暮らせれるとかいうような、いろんな目的を持ってそういうようなことをしておりますけれども、そういったことに町としては支援していきたいというふうに考えておりまして、町だけで何もかもやれるかっていうと、決してそうではありませんで、住民の方のご協力・ご支援等がないとなかなかこの防災対策は進んで行かないっていうところもございまして。そんな中でできるところからやっというふうな考えの下でいっておりますので、いろんなところからご相談を受けた時にはそのようなかたちで相談もさして頂きながら、防災力を高めて行こうというふうなことでございまして、ご理解を頂きたいというふうに思っております。

議

長 永本議員

7 番 議 員 ありがとうございます。命の山構想について、用地がなかなか確保できないというようなお話がございましたが、そうではないと思います。例えば日和佐地区においては以前にも申し上げましたが、日和佐中学校跡地、約 1ha あります。それから水産高校跡地、これ約 3ha あります。これらについて日和佐川の堆積残土を運び入れれば 10m ないし、一番高いところで 15m といった命の山・命の丘構造ができないことはない。由岐地区についてはですね、たちまち考えられるのは木岐小学校跡地、これについて県道並に埋め立てをすればですね、命の山・命の丘が出来上がると思います。あるいはまた由岐小学校・由岐中学校、これを高台移転を行いまして、その跡地に残土を持ってきて盛り土をすればですね、そういったことも可能であるというふうに思います。できればご検討をお願いしたいと思います。町長に善処また要望を申し上げまして、この点については終わります。

議 長 永本議員

7 番 議 員 2 点目のナマズの養殖とヤギの飼育について、お手元に参考資料を配布させて頂きましたが、農山村の活性化、それからまた耕作放棄地がたくさんあるというような中で、これらの活用策についてなんかいい方法がないかなあというふうに考えてみましたところ、これ農業新聞でこういう記事が出ておりまして、ナマズについては近大マグロと有名な近畿大学のマグロ研究室、ほこが取り組んでウナギ資源の枯渇を補うために、新しいウナギ味のナマズを養殖研究を進めておるということでございます。その他にまた油木高校（広島県）ですが、ここにおいても生徒たちが鋭意研究しておるということでございます。それからヤギについてはですね、一昨年産業振興課の福岡職員のご紹介頂いて、最初 1 頭雄ヤギでございましたが、これを 1 万円で購入致しました。それから本年 6 月に宮本さんという、これも福岡職員のご紹介によります宮本さん、那賀町ですが、この方から雌ヤギを購入しましたが、この時は雌ヤギで 1 頭 4 万円でございます。その宮本さんのご紹介で、何人かが組んで長野県の全国入札に参加すれば安うに手に入るんじゃないというような話に、私と中川議員とが参加を致しまして、宮本さんにお任せをして入札に参加したわけなんです、思計らんや雄ヤギが 1 頭 8 万円、雌ヤギにおいては私のところで 1 頭 11 万から 12 万、さらに最高値については 20 万といったような高値がついて、宮本さんは非常に申し訳ないというようなことを私どもに申されたんですが、「それは違うじゃないですか」と「それは 1 つビジネスチャンスじゃないですか」と、例えばですね、

私が今試験的にヤギを飼育しておりますが、約 10a で約 10 頭の放牧が出来ると思っております。ということになりますと、農家の後継者が例えば年間 5 頭の子ヤギを繁殖させればですね、500 千円のお小遣いが、単純計算でそういうわけにはいかないと思いますが、ヤギについては非常にこのペットとしての需要が増えてきたと。それから豚とか犬とかそういうものにくらべて 8 頭・10 頭といったそういうような生産ができない、1 年間位 1 頭また多くて 2 頭というようなところで、なかなか頭数が確保できないということから、高値が付いておるようでございます。しかし今後どうなるか分からないうちでございますから、これを産業振興課にお願いしてですね、調査研究を進めて頂きたい。ほういうふうに思っているところでございます。振興課長のご答弁をよろしく願います。

議長
産業振興課長

産業振興課長

それでは私の方からお答え致します。まずナマズの養殖に関しましてでございますけれども、議員ご提案のナマズの養殖につきましては、一般論として農地をナマズの養殖池に変更する場合、事前に農地転用を行う必要があります、農地の多くが農業振興地域に指定されております美波町の場合は、そうしたことが容易でないことは議員もご承知のとおりだろうと思っております。おそらくそうしたこともありますので、耕作放棄地というような言葉で、ひのおちとして判断可能なところを対象にしてのご提案ということと推察しておるところでございますので、一応その前提で答弁をさせていただきますが、先ほど紹介頂きました広島県油木高校でございますけれども、産業ビジネス科というのがございまして、そこでナマズ養殖について取り組んでいるようでございます。そもそも取りかかりとしましては平成 23 年 6 月にその時点で 7 年前に廃校になっておりました草木小学校の 25m プールにナマズの稚魚 2,000 匹を放流するというふうなことをその地域の草木自治振興会とともに行ってございまして、そういう人達と視察を行いましたり、あるいは学習会を重ねるというふうなことをスタート地点としているようでございます。その後、養殖池を 2 回に渡りまして造成する一方で、平成 27 年度前年度には卵から孵化に成功致しまして、種苗生産にたどり着きそういった地道な取り組みを重ねて事業を軌道に乗せてきた、いうふうな経緯があるようでございます。同時にそういった経緯を踏まえまして先行事例をまとめております事例集の中を見ますと、整理された課題として、いくつかの点が上げられております。まず養殖池を造成するのに結構な経費が掛

かること、その資料ですと 1a500 千円という数字が出ておりました。つまり反で言いますと 5,000 千円ということになります。次に池でありますので当然水の便、あるいはその後の作業とかで進入路などが関係してまいりますので、場所を選ぶこと。3 点目としまして、先ほど言いました稚魚から成魚になる、この間に 2 年から 3 年掛かる。そういしないと金にならないというふうなことが上げられております。4 点目としまして孵化から稚魚への種苗生産技術につきましては、かなり難しいということ。最後に 5 点目として、仮に養殖に成功したとしてもってということになるんですけれども、西日本にはそもそもナマズの食文化がほとんどございません。そういったことで広域な販路の確保がそう容易ではないということが実はその事例の中でまとめた資料としてございました。以上のようなことがありますので、現在のところナマズの養殖を調査研究の対象とは考えておりません。

つぎにヤギの飼育でございますけれども、道端や田畑の除草用にヤギを用いることは、ご承知のとおりかなり以前からあっちこっちで取り組まれておりまして、少し前から有害鳥獣による農作物の被害防止対策としてヤギを放し飼いするというふうなことも耳目を集めてきたところでございます。このようにヤギを道具のように扱うことにつきましては、実は賛否のあるところですが、その賛否は置いておくと致しまして、口のついている生き物を飼い、それをちゃんと面倒を見ることが出来る方、これはほとんど自己責任でやって頂ければいいだろうというのが私の考えでございます、そういったこともございますので、町がそれを推奨し、躯体のレンタルや購入あるいは小屋の整備等に補助金を出してまで取り組むというテーマであろうかという点につきましては、現在のところ考えておりません。ちなみに先ほどビジネスチャンスという表現を議員の方、用いられましたけれども、そういったことをする場合、動物取扱業という業種がございまして、その場合第 1 種動物取扱業というところの届出が必要になってまいります。それにつきましては、事業者ごとに 1 名以上の常勤かつ専属の動物取扱責任者っていうものを選任しまして、毎年研究・研修活動を行うということが必要ですし、その業種の登録につきましては 5 年更新ということで、当然しかるべき施設があって人がいて、さらに 5 年ごとに更新が必要と、そういうふうな仕組みになっておりますので、十分に勉強した上でなければそういったことには着手できないのではないかというふうな認識を持っております。以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

議 長 永本議員
7 番 議 員

再び町長にお願いしたいと思います。町長提案理由の説明の中にもございましたけれども、ドクダミ十薬ですね、これの実証栽培実験、実証実験によりまして10aあたりだいたい300千円の収益が、粗利益が確保されていることが分かったようでございます。私の方でも小部さんから聞いた話では、1回刈で約10aに500千円の収益が上がる可能性があるというようなことを聞いております。さらにその乾燥する必要もないと、草刈り機で十薬をばっさばっさと刈って、それを袋に詰めてそのまま工場へ運んで行けばそれで引き取ってくれるというような話でございましたので、ほのあたりは充分その受け入れ会社の小川社と十分協議をして、本町の産地化を進めるべきでないかと思う。ちなみに今、乙姫米栽培とか一生懸命コメ作りに取り組んでおりますが、コメ作りではだいたいの売り上げが100千円から120千円、そのうちほとんど機械代・肥料代になっても赤字になるというような状況でございいますから、この300千円という薬草栽培は非常に有利なのではないかと思っております。それからこのマナズの養殖についてはですね、この記事によりますと、80cmの深さの池があればいい、そんなにコンクリートで擁壁をつくらなくても、畔際をユンボで掘り起こして80cmの畝をつくれがいいというようなことで、そんなに大きな金が掛かるわけではありません。それから山村地域には当然山の谷水が豊富にあるわけでございます。これを有効に使えば80cmの深さの池ぐらい簡単にできるわけでございます。この記事によりますと、10aでだいたい3,000匹から5,000匹を飼える。関東では1キロ3千円程度で取引されているというふうに書かれております。といいますと、単純計算をしますと2年間で約9,000千円の粗利益が得られると。ほれはビジネスチャンスでないわけがないわけでございます。こんなことを研究しないのはおかしいではないか、できるできんは別にしてですね、何でも一生懸命取り組んで前向きに取り組まんと成功しないと思いませんよ町長。ちなみにこんなことを申し上げて良いか悪いか分かりませんが、私は農業法人を設立しておるわけですが、なかなか経営がうまくいかないということで、レストランに切り替えていろいろ苦労しながら来ておりますが、「オドリレストラン」最近では順調に推移をしております。・・・持ちながらいろいろビジネスチャンスを見つけながら進めて行くからできるのであって、始めから駄目だと諦めてしまったんでは何にもならない。だからフランス料理あべの方ですが、これは驚くようなニュースなんで

すが、トルコの隣のグルジア王国、今ジョージア国というんですかね、そこの王子さんが新婚、兄弟二人が新婚旅行に日本に来られて、11月に私どもラトリエあべに食事を食べに来てくれる、ほらえらいことになったなというようなことで、とにかく食中毒に気を付けないといかんなあという注意をしておるところでございます。そういうようなことで、あべについても5年になりますが、やっぱり辛抱強く経営しよる中にそういったビジネスチャンスが生まれてくると思うんです。ですから初めから食わず嫌いをしないことだというふうに思います。ナマズの養殖、近畿大学近大マグロほの有名な大学が研究して推奨しよるんですから、ほんなうさんくさい話ではないわけです。ぜひともひとつ町長のご判断を頂いて、何とかひとつ前向きに進められる方向にお願いしたいと思っております。町長の見解を求めます。

議長
産業振興課長

長 産業振興課長
先ほどドクダミの点につきまして、以前個別の話の中では議員に説明させて頂いた経緯があったんですが、一応確認の意味で先にこの点だけ答弁させて頂きたいと思っております。小川生薬さんにつきまして、先に西河内の方で取り組まれた方、その方がそちらの方を訪問して話をされた時には小川生薬としてもどんどんいわゆるドクダミを栽培してくれる方を増やしていきたいという時期であったということもありまして、「生でかまいません」という話がされておりましたので、その方が仮に出荷された時は生で採って頂いておりますが、我々が小川生薬の方を訪れまして、様々な協議検討させて頂いた際には「生ではこれから困ります」と、「必ず天日乾燥、機械ではだめなんで、天日乾燥して下さい」というふうなことでないと「受け取れません」というふうな話があって、乾燥をする。そういうことで進めておりますので、この点につきまして皆さん確認とご了解を頂きたいと思っております。それと合わせまして、ドクダミについてどんどん推奨するべきだという点につきましては、私も実験・・・段階を過ぎまして、次普及に向かうべく進めて行っているところですが、普及をしていくためにはどうしても苗床、育苗畑が必要になります。現在はその育苗畑を確保すべく、協力して頂ける方をあたっていっていると、そういう状況でございますので、よろしくお願い致します。

議長
町長

長 町長
永本議員には、いつも新たな取り組みについてご提言を頂きまして、ありがとうございます。今回のヤギそれからナマズについてもそうでございますけれども、調査研究を進めるべきかどうか

ということをですね、調査研究するかどうかっていうことを検討する段階かなあというふうに私自身はちょっと思っていてまして、できればですね、産業振興課、担当課と事前に協議をして頂いて、そんな中でこれは進めて行くべきかなあというようなことになれば町としてまた取り組んで行くというようなこともあろうかと思えますけれども、産業振興課長が答弁致しましたように、今回は特に議員の方から担当課に事前の相談とかそういったことはなかったというふうに伺っておりますし、今のところ手持ちのいわゆるどういうことかっていうことも十分私自身もまあ把握もできておりませんので、これだけの誰がやるかっていうことが一番のビジネスの場合はそうかと思えますけれども、そんな場合に町はいつも後方支援に回る方かなあとは思っておりますけれども、民間の方々が参入する中で、最初のイニシャルコストといたしますか、リスクを少しでも町が負うってというような考えの下で議員はおっしゃられているんだらうと思えますので、このことにつきましては十分担当課と協議して頂いて、より良い方向に行ければとは思いますが、そんなかたちでお願いできたらというふうに思います。以上答弁とさせていただきます。

議長
7 番 議員

永本議員
ありがとうございます。しかしですね、ものはとにかく何でもかんでもやってみるということが一番重要なことだろうと思えます。田中角栄、決断と実行、町長ですね、私達はこのたび大きい発見をしました。明丸海岸、張野先生の呼びかけで、ほんまかどうかいなあと思いつながら、サンゴはおるかも分からんということで、こないだ行ったら4種類のサンゴがゆがいておりましたね。こういうこともどうか分からないでも、とにかく前向きに取り組んでみるという、そういう姿勢から生まれたんだらうと思うんですよね。サンゴについては別にその宝もにするようなものでなく、やわらかい小さなこればあ赤とか黄色とか緑とかそういうものでございます。触っても別にどうなるわけでもなく、採って帰ってもそんなもん育てられるわけもないので、貴重な資源になると思うんです、今後ね。だから車で行けて、800 円の水中眼鏡を買って、ライフジャケットこれは絶対必要ですが、それだけの投資でその大きな観光資源になると思えます。これをですね、有効に活かして行くべきだと思うんですが、だから何でもかんでも興味を持っていろんなことをやってみる。雑学というんですか、そういう中からビジネスチャンスが出てくるというわけで、出来ない条件をそろえればいくらでもできます。何とかできるように考え

るのが産業振興ではないのかと思うんです。町長にひとつ慎重にお考え頂いてですね、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。
続いて 12 番中川議員の一般質問を許可します。

中川議員

1 2 番 議 員 私は 2 つ質問をしたいと思います。その第 1 は先日完成した美波町国土強靱化地域計画というものについてであります。この資料の地域計画の 33 ページに下の方に指定緊急避難場所、指定避難所等の確保という項目があるんですが、そこの下の下から 6 行目ぐらいに由岐湾内地区や木岐地区・日和佐浦地区など津波時の指定避難場所がない地域については、指定避難所の確保あるいは避難生活が可能スペースの確保を進めると、こう書いて、そして次のページには具体的な事業を 3 つ上げておるんですが、私はもっとこう具体的に木岐については、聖ヶ丘の体験施設の事業もあるんですけども、私は公民館の移転またはそういう防災拠点となる施設の新設をこの地域計画には明記すべきであると思うのですが、どうでしょうか。まだこれについては地元では合意はまだできてないんですが、ただ話の中ではええなあという程度なんです、そこはもう行政のイニジャチブを發揮して、ぜひとも進めてもらいたい、こう考えております。これについてはどうでしょうか。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 お答えをさせていただきます。避難所の確保につきましては、木岐地区のみならず町内の津波浸水区域全体で不足をしておる状況でございます、早急の課題となっております。今年度策定予定であります事前復興まちづくり計画や自主防災会連合会の中で土地利用の在り方について検討してく予定にしておりますので、その中で避難所につきましても検討していきたいと考えておりますが、避難所の確保につきましては、新たに公民館や避難所を整備するというスタンスではなく、既存の施設をいかに活用できるか、山間部の施設や集会所の利用が出来るかどうか、町外にある施設の利用などが考えられますので、そういった後、テント泊や民泊、町有地や町道敷などの空き地を活用した 1.5 次的な避難場所など、新たな避難所の形態等も視野に入れながら、美波町国土強靱化地域計画に基づいて検討を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

議 長 中川議員

1 2 番 議 員

前の議会でも言いましたように、今回南海トラフを原因とする大地震・大津波が起こるといわれているんですが、この特徴は前も言ったように東日本と比べて南海トラフが非常に近いということから、揺れも大きいだろうと、そのために地震によって家屋がほとんど倒壊すると。また近いために津波の高さも高く、到達時間も早いということで、特にこのさっき名前の上がった3地区っていうのは、壊滅的な被害を受けると、そういった中で既存の施設っていうのはもう近くにはないわけですね。またそれに加えて名古屋とか大阪などの大都市が被害を受けたら、それこそ

ここらあたりはほったらかし、確実にそうなるとは言いませんけれども、そういう可能性もあると。そういうことで救援が遅れると、そういう深刻な状況にあるわけです。そういうところでやっぱり住民の命を守ると、こう書いてあるわけですから、そのためにもやっぱり木岐地区にあってはそういう津波の被害を免れる高さの土地に物資や人の輸送しやすいような道路沿い、あるいは普段被災した時に使うというのであれば、無駄なような気もするんですが普段使えるようなそういう施設として、やっぱりこれははっきりと町の方針としてね、示すべきであると私は考えます。そうしないと長期に渡る避難生活の中で雨露をしのぐそういうところがなければせっかく助かった命も助からないと。また支援物資を受けれるようなそういうところもないという状況ではいけないと。ほういうことでいろいろ難しい点はあると思うんですが、町の明確な姿勢を示すという点でもやっぱりこれは明記して欲しいと思うわけでありまして、ということ要望しまして、この質問については終わりたいと思います。もしあればお願いします。なければ以上です。

議 長
消防防災課長

消防防災課長 計画と致しましては、大きい計画になりますので、あんまり具体的なことはたしかに明記はされておりませんが、この33ページの下の2行目から書いてありますとおり、先ほど私が言いましたようなことにはなるかと思うんですけど、こういったどうしても新しく施設を、避難所をつくるのか、そういったことになりまして平時の利用っていうのが非常にこうできるのかどうかとか、広場に関しましても平時の利用を考えますと、ちょっと難しいところもあるのかなあという考えもありますので、簡易的な避難所とかたちにもなるんですけど、こういった避難場、新たなこう形態のですね、避難場所を考えながら国土強靱化としましては、盛り込んでいかさして頂いております。以上でございます。

議
町

長 町長

消防防災課長のまゝ補足みたいになりますけれども、今年事前復興まちづくり計画を11カ所の地区でやるというようなことで、先ほど申し上げておりますけれども、木岐地区につきましてもその1カ所に入っております。今、中川議員がおっしゃることについては、従来から自主防災会の中でも出ている案件でございますので、今回それをどのようにするかという個々の案件の1つかなあと思いますので、また住民の方々が集まる会というのがこれから何回もあろうかと思っておりますので、いろいろ意見集約をして、例えば木岐白浜の集会所はこうする、こうしたい、こうするべきだとか、それから木岐それから木岐奥についてもというようなお話が出よかと思っております。そんな中で十分議論をして頂いて、計画を立てて頂き、そしてその分についての実行というようなことで、町の方では財源等を探しながら、また優先順位を付けなあらやっけていかさして頂くというようなことで、行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員

町としてのね、方針を明確にしてほしいと思ったんですが、またこれは今後お願ひしたいと思っております。

次に2つ目は議会と行政との関係ということで、具体的に言うと今回に限らず議案は直前の、議会直前の議運で提示して、それでまあある程度説明を受けるんですが、これについてもっと詳しくして、あるいは不確定で提案できないというところもあると思うんですが、それをお願ひしたい。議会の使命というのは政策を最終的に決定すること、あるいはその執行状況を監視するというふうにされておりますけれども、今回私はその責任からすると、非常に残念な思いを持っております。もっと言うと、具体的に言えば今回1億円の買い物をしたわけですが、普通そういう買い物をする場合には、いろいろ考えると思うんですが、それがどうも判断できなかつた。これはもちろん私の力の足りなさであり、職務怠慢と言われても仕方がないんですが、その結果、議員報酬削減せよとか、あるいは議員定数を減らせと、そういう町民、怒りの声が起らないとも限らないと、ほういうことでこれはちょっと黙っておれないということで、お願ひするわけです。例えば入札の状況をもっと詳しく知りたいとか、あるいは設備の概要あるいは相場、こんなものも聞きたかったんですが、私は聞くべきことをよう聞かなかつたということで、非常に町民の皆さんに申し訳ないと、こういうふうに感じておるわけです。それで

町民のためにいいものをつくりたい、買いたい、あるいは安く買いたいというのは、町の職員も町長さんはじめ私達議員も同じだと思うんですが、それを保障するためにもできるだけ早く提案して頂いて、そして詳しい説明をお願いしたいと思います。この点についてよろしくをお願いしたいと思います。

議

長 小休します。

(時に 12時07分)

(小休中)

(時に 12時07分)

議

長 再開します。

町長

町

長 まず今のご質問の中で、初めに議案書の提出が議運の時っていようなお話がございましたけれども、議案の提出についてはその時期で約開会日の1週間前に議運を開催しておられる現状から、1週間前に議案を議員さんにお渡しできれば、私どもとしてはそんなに遅くないのではないかというふうに考えております。それからもう1つは議案の中身をもっと詳しくというようにございしますが、議案審議の時に総務企画課長の方から説明もさして頂き、そして議員の方からご質問も受ける場もございしますので、それは今のところ私どもはそれでは思っておりますけれども、今、中川議員のご質問は、どちらかといえば議会内部のお話かなあというふうに思いますので、例えば議会運営委員会、議会運営員会では委員さんと委員外になりますので、全体とすれば全員協議会等で町からの説明を求めるといような、仮に要望があれば、要請があれば、それは事前に説明をさして頂くといようなこともあろうかと思えます。その時には二重の説明になるから、本会議ではもう説明はしないとかですね、そのあたりは議会の議員さんの中でいろいろ意見調整を図って頂いて、決めて頂いて、要望があれば私どもは受ける立場ということで、やらさして頂きたいというふうに思っておりますので、先ほどの個別の案件についても、今の答弁の中に入れさして頂いて、現実には案件・案件1件の中で質問を受ける場所というの、議長の方から設けて頂いておりますので、その時に聞いて頂くって言うこともあろうかと思えますけれども、もっと詳しくとなると先ほどのようなこともとれるのかなあとは思っていますので、答弁っていうのも変ですけども、お答えとさせていただきます。

議

長 中川議員

1 2 番 議員

よく分かりました。議会に任してあるということで、今後議会

の中で議論します。

次に同じく私、秘密会を議員になってまだ3年ならんのですが、2回経験しました。ただし正式なんは今議会の議運の9月8日、副町長が出席されて秘密会にしてほしいと、そういう要請がありました。これをうけて議長が秘密会にすると発議をして賛否を問うと言い、その結果、賛成多数で秘密会になりました。これは手続き的には非常に決まりどおりのやり方でよかったとは思いますが、ただこれは私の感想ですけども、秘密事項は守らないかんということは分かつたんですが、これがどうも秘密の内容がはっきりしなかったと、これもまた議会の問題ではあると思うんですが、以前この秘密会についてはそういうこともあって、制度的には認められておるんですが、できるだけ少なくしてもらいたい。というのは、議会の会議は公開を原則としております。そういうこともあって町民にはできるだけ情報を知らせてあげることが非常に大事だと思うんです。そう意味で秘密会にしてくれという要請は最小限に留めてもらいたいと、というのは秘密会にするかどうかは議会が決めるわけですが、内容については事前には分からないわけですね。ですからできるだけ少なくしてもらいたい、慎重にお願いしたい。これに関連して、昨年10月14日全員協議会の後で報告会ということだというんですが、この時に町長は秘密会を要請したのかどうか、ということをお聞きしたいと思うんです。というのは当時の議長はこの件に関して、町長が秘密会にしてくれといったから傍聴者を退席させたんだと、こない言うておるわけです。そこでさっきも言いましたように、秘密会っていうのはできるだけ避けるべきもんだということから、今回これをはっきりさせるためにも町長がこの件で名称は報告会だったかも分かりませんが、秘密会を要請したのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

議 長 小休します。

(時に 12時14分)

(小休中)

(時に 12時14分)

議 長 再開します。

町長

町 長 答弁しにくい答弁になりますけども、ご容赦頂いて、まずは私が秘密会という言葉を用いたことはありません。ということから、秘密会を要請したのかというご質問には、秘密会を要請していませんと言うふうに、杓子定規にはなるのかなあとは思いますが、当

時は議長さんに対して、議員に報告をしたいので議員さんに報告をしたいのでお願いしますというような言いぶりをお願いしたというふうに思っております。

議

長 以上で中川議員の一般質問は終了しました。

以上で通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

(時に 12時16分)

平成 28 年 9 月 28 日（金）

（時に 14 時 02 分）

議長 長 それではただ今から会義を開きます。只今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議を開く前に一般質問で永本議員の質問に対しまして、答弁者の答弁が永本議員の聞いておることとちょっと違うというような申出がございまして、再度、課長に答弁を願います。

産業振興課長

産業振興課長 わたし自身の答弁に間違いはございませんが、多分聞き間違いもしくは勘違いっていうことが起こっているのだろうと思われま
す。それでできましたら今、パソコンの方に私が答弁した部分の映像を貰ってきておりますので、それをちょっと確認をして頂いた上で、もし答弁すべき部分があれば答弁させて頂きたいと思うんですが、議長いかがでしょうか。

議長 永本議員

7 番 議員 これはそうして頂くよりですね、生薬、小川会社にですね、FAXを取って頂いたら分かります。事業はどういうふうな事業をやっておるのか、今朝、小部さんに「十薬をいわゆるドクダミについて乾燥せなんたら受け取ってくれんようになったんか」と言うて聞きましたら、「いやほんなこと聞いとらんぞ」というようなことですから、どうでしょうか議長、生薬小川社長のちゃんと名前の入った資料を送って頂きたいと思えます。FAXで送れるでしょ、お願いします。

議長 産業振興課長

産業振興課長 私の答弁の段階でも、小部さんという固有名詞を出しておりませんけれども、先に西河内の方でドクダミに着手された方と、その方についてはその当時の契約の話で生でOKだと、しかし我々役場が農協と一緒にいった時には、それでは困るので乾燥でお願いしたいというふうなことで、乾燥に取り組んでおるという説明をさせて頂いております。ですので、今、永本議員がおっしゃっておることならこちらが答弁したこと、ずれておりません。それ確認をお願いします。

議長 永本議員

7 番 議員 とにかく会社から資料を送ってもうたらそれで分かるやないですか。どうですか議長、よろしくお願いします。

議長 長 永本議員、課長からどういう資料を送ってくれと。

7 番 議員 生薬小川株式会社があるでしょ、そこからどの営業しょんか、

それをFAXで送ってくれと。

議 長 ほの営業とね、私が答弁するんでないんやけど、固有名詞出したらいかんのんやけど、先、契約というかしとう人と、役場が行った時とまた違うと話が。

小休します。

(時に 14時06分)

(小休中)

(時に 14時09分)

議 長 再開します。

永本議員、今、答弁しようことはね、間違っていないと、ちゃんと裏付けも取っておるといことなんで、個人との契約のことはもう個人のことであってやね、そういうことでどうですか。ここでほれを取ってどうこういうてやね、白黒。

永本議員

7 番 議 員 それでしたらね、その課長が言っとること間違いないということに文章にして下さい。ちゃんと証拠書類出して下さいよ。口頭でほんなことを言よんしょうがないでしょう。間違いがないという。

議 長 永本議員、ほれは答弁したんは質問に対して答弁しとん、これ議事録に残っております証拠に。それでいいんとちゃいますか。文章で新たに出せえやいうんはちょっとどうかなあと、私は思うんですけど。

小休します。

(時に 14時11分)

(小休中)

(時に 14時17分)

議 長 再開します。

永本議員

7 番 議 員 私の方で調べさせて頂きます。ありがとうございました。

議 長 ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 認定第1号「平成27年度美波町公営企業会計決算の認定について」

日程第2 認定第2号「平成27年度美波町歳入歳出決算の認定について」

日程第3 報告第5号「平成27年度決算における健全化判断比率について」

日程第4 報告第6号「平成27年度決算における資金不足比率について、4件を一括して議題と致します。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

認定第1号、2号及び報告第5号、6号を一括議題とします。

認定第1号、2号及び報告第5号、6号については、本会議に提出され、各常任委員会に付託しておりますので委員長から報告をお願いします。

総務産業建設常任委員会委員長

丸龍委員長

1 1 番 議 員

総務産業建設委員長報告を致します。総務産業建設委員会に付託されました、議案審議の結果を申し上げます。

去る9月15日に、総務産業建設常任委員会に付託されました案件は、認定第1号「平成27年度美波町公営企業会計決算の認定について(水道事業会計)」、認定第2号「平成27年度美波町歳入歳出決算の認定について(総務産業建設常任委員会の所管)」の2件及び、報告5号「平成27年度決算における健全化判断比率について」、報告第6号「平成27年度決算における資金不足比率について」の2件でありました。

委員会は9月21日議場において、全委員出席のもと開催し、審査を行いました。決算審査については監査委員より会計的な数字を基礎として法令や法則に照らした審査がなされ、「平成27年度美波町公営企業会計決算」及び「平成27年度美波町歳入歳出決算」に係る決算書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、正確に処理されていると監査報告が出ておりますので、委員会では主に成果表によって審議致しましたので、その結果についてご報告を申し上げます

審査の過程におきましては、大きな議論はなく、主要事業・議会・監査・総務企画課・保健福祉課・産業振興課・消防防災課・由岐支所・建設課・税務課・水道課等の総務産業建設委員会所管事項の説明があり、慎重審議致しました。

認定第1号「平成27年度美波町公営企業会計決算の認定について(水道事業会計)」及び、認定第2号「平成27年度美波町歳入歳出決算の認定について(総務産業建設常任委員会の所管)」の2件は、採決の結果出席委員異議なく認定することに決定致しました。また報告第5号「平成27年度決算における健全化判断比率について」、報告第6号「平成27年度決算における資金不足比率について」を承認することに決定を致しました。

水道事業の経営、美波町歳入歳出決算全般について、特に水道

料・税の滞納、それぞれの善処・検討を行い、財政基盤強化に取り組み、産業の振興、住民福祉のため一層の努力を望みまして、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わりと致します。

議 長 続いて文教厚生常任委員会委員長報告を願います。
向山委員長

10 番 議員 文教厚生委員会に付託されました、議案審議の結果報告を申し上げます。

去る9月15日に、文教厚生委員会に付託されました案件は、認定第1号「平成27年度美波町公営企業会計決算（病院事業）の認定について」、認定第2号「平成27年度美波町歳入歳出決算（文教厚生委員会の所管）の認定について」の2件でありました。

委員会では本日9月23日議場において、全員出席のもと開催し、審査を行いました。決算審査につきましては監査委員より会計的な数字を基礎として法令や法則に照らした審査がなされ、「平成27年度美波町公営企業会計決算（美波町病院事業）」及び「平成27年度美波町歳入歳出決算」に係る決算書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、概ね適正に処理されているとの監査報告が出されておりますので、委員会におきましては主に成果表により審議致しましたので、その結果についてご報告致します。

認定第1号病院事業については、美波病院の見通しについての質疑がありました。認定第2号文教厚生委員会主幹では福祉関係で福祉施設サービスの措置費が人によって大きな差があるのではという質疑には、施設内容によって特別単価の高い施設があると答弁頂きました。また阿部子ども園への伊座利地区からの通園対処の質疑については、地域と協議しながら進めて行かなくてはいけないと思っているとの答弁がありました。この外委員会の審査を通じて質疑のありました主な事項と致しましては、マイナンバーカードの交付手数料、配食サービスの減少について、ゴミの減量化の推進、育英奨学金貸与の検討について、図書室の利用等についての質疑がありました。

認定第1号「平成27年度美波町公営企業会計決算の認定について（病院事業）」及び、認定第2号「平成27年度美波町歳入歳出決算の認定について（文教厚生委員会所管）」の2件は、採決の結果出席委員全員異議なく認定することに決定致しました。病院事業の経営、美波町歳入歳出決算全般について、それぞれの善処・検討を行い財政基盤強化に取り組み、住民福祉のため一層の努力を望みまして、文教厚生委員会の報告を終わります。

議

長 常任委員会委員長の報告が終わりました。
質疑を行います。これで質疑を終わります。
お諮りします。

本案に対する委員長報告は、いずれも認定・承認すべきもの
あります。認定第1号「平成27年度美波町公営企業会計決算の認
定について」、認定第2号「平成27年度美波町歳入歳出決算の認
定について」、報告第5号「平成27年度決算における健全化判断
比率について」、報告第6号「平成27年度決算における資金不足
比率について」、計4件を委員長報告のとおり認定・承認するこ
とに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

認定第1号、2号は、原案のとおり認定、報告第5号、6号は承
認されました。

日程第5 議案第46号「町道路線の変更について」を議題とし
ます。

当局の説明を求めます。

建設課長

建 設 課 長
議 長

(議案第46号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

延長の経緯は分かったんですが、幅員はどの程度予定して
おりますか。

議 長

建設課長

建 設 課 長

区域変更となります部分の幅員につきましては、2.36mないし
2.7mで予定しております。以上です。

議 長

戎野議員

9 番 議 員

2.36から7mということは、それだけの幅があるんはどういう。

議 長

2.7m

9 番 議 員

分かりました。いいです。

議 長

他にございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第46号「町道路線の変更について」を採決しま
す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 47 号「美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議 長

(議案第 47 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います、ございませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 47 号「美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 48 号「平成 28 年度美波町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 48 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員

4 点ほどお聞きします。まず 13 ページ企画費の委託料です。空き家対策推進事業委託料について、これは先ほどの説明で老朽家屋の判定業務というような説明がありましたが、これって職員がされとったように私、記憶しておるんですけど、職員はしなくなるのか。またこれはどこに委託するのか、そこらをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして14ページ障害者福祉費のシステム改修業務委託料、これにつきましてはひとり親家庭医療制度改正に伴うシステム改修というような説明があったんですけど、この内容についてもう少し分かりやすく説明願いますか。

それから15ページ地域交流支援センター費の支障木伐採委託料150千円ですか、これについてはどこの木、支障木、どこの支障木を伐採するのか教えて頂きたいと思えます。

それから19ページ観光費、道の駅サテライトステーション推進協議会負担金なんですが、これについては道の駅サテライトステーション推進協議会、この内容っていうんですか、どういうものにするためにどのような協議をなされるのか、先ほど県と美波町と牟岐とで協議されるというような話が合ったんですけど、内容について分かりやすく説明を頂きたいと思えます。以上です。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

空き家判定業務についての委託でございますが、これについては県の方で現在空き家判定士っていう認定制度を設けられて、専門的に空き家の傷み具合といいますか、どのぐらいのレベルまで傷んでいるかっていうのを調査してくれることが、今年度から可能となりました。今までは役場では行ってましたけれども、なかなか専門的なところがやはり分からないということで、今回からその制度に則って、委託をする予定でございます。ですから老朽住宅支援事業補助金の5軒を追加致しまして、今現在15軒分を予定しておりまして、この空き家判定委託料についても15軒分、これちょっと費用がいるんですけど25千円かける15軒分で375千円を補正計上させて頂きました。以上です。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

障害者福祉費のシステム改修業務委託料でございますが、まず美波町に限らず市町村全部医療費助成、子どもの医療費助成なんかは、はぐくみ医療等があります。はぐくみ医療は自治体によって中学卒業までが助成対象であったり、美波町でしたら高校卒業までが助成対象となっております。この中で同じ似たような助成に関して重度障害者医療費助成システムと、はぐくみ医療費助成システム2つのシステムが稼働しておりますが、今回県が改正した内容によりまして、まずひとり親家庭の助成を優先して頂きたいと。ですからそれぞれに医療費をこう実績を積んで行ったらいいのかっていいましたらそうじゃなくて、最初はやっぱり医療費、医療現場病院で医療機関で困難をまねくから、はぐくみ医療を優先して使用することとってというルールが示されました。その中で

最後年度末において県に対してそれぞれ2分の1の実績、補助金を申請する場合において医療費を各レセプトを振り返る必要がございます。ですから今、稼働しておりますはぐくみ医療システムと重度障害

者医療システムの間、中間的な医療費振替のシステムを挟む必要がありまして、そのシステム費用でございます。以上です。

議 支 所 長

由岐支所長
地域交流支援センターの支障木でございますが、旧の由岐保育所なんですけども、校門入って左側、フェンス沿いに福井運送さんとの境の通学路がこうあるんですけども、そのフェンス沿いに桜の木があるんですけども、枝がもう電線に係っております、実はもう9月14日の日に台風接近がしておりましたので、伐採もうすでに急遽さして頂きました。以上です。

議 産 業 振 興 課 長

産業振興課長
私の方からは、観光費、19ページ観光費の方ですけども、この道の駅サテライトステーションにつきましては、道の駅を核にしましてポッポマリン、カレッタ、サンラインの第1展望台、それとモラスコ牟岐、こうったところをサテライトというふうな位置づけをして、周遊して行けるような、そういう取り組みを模索したいということで、県民局の経営企画主導で協議会をつくったということでございます。構成メンバーとしましては、県民局・美波町・牟岐町ということになるんですけども、美波町の中では観光協会でカレッタ、白寿会、あと道の駅の駅長、商工会とそういった方々に参加して頂きますし、牟岐町の方でも牟岐町と観光協会、それと株式会社ノアむぎ2000の方からも参加をして頂くということで、提案、諸般の報告でも8月31日設立という確か報告したと思うんですけど、今年度につきましてはとりあえずスタンプラリーをやっていく、あるいはパンフレットをつくっていく。そういったかたちで取り組みを進めて行くというふうなことでございます。

議 4 番 議 員

北山議員
空き家対策については、これは県の職員がそういう資格を取って、そこに委託をするというような、そういうかたちになるんですか、そののところでもう少し教えて下さい。それから障害者福祉費の件ですが、これは県が中間のをやってくれというような話があったというように今、説明があったんですが、県がやってくれというのに一般財源全て美波町が対応せなあかんのんですかね。そこらのところ少々県の方からも補助なりなんなりしてもらえな

いのか、そこらのところをもう少し教えて下さい。それから地域交流センターの支障木、これについて、これ議長にお願いをしておきたいと思います。支所長がおっしゃりようように、台風で危ない、もう事前にもう切ってしまったっていうような話なんで、これは切る段階でちゃんと議員には報告をして頂きたいと思いません。切った後からこういう予算を審議するやいうんは、まったくおかしい話で、事前着工やいうんはけしからんはなしなんで、少なくともちゃんと理由を付けて報告をして頂ければ、私らは当然承認はしますんで、そここのところちゃんときちっと議長が配慮をして頂きたいと思いませんんで、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 空き家判定士については、県の職員ではなくて建築士の方、県下におられる建築士の方が試験を受けてですね、判定士の免許を取られてますので、その方々に委託というかたちになります。

議 長 保健福祉課長
保健福祉課長 この障害者のシステム改修というか新設ですけども、システム費用につきましては、県の補助はありません。そういうことになります。

議 長 他に、向山議員
10番議員 私からは1点お聞きしたいと思いません。23ページの公民館費、西河内の公民館の修繕、屋根修繕とお聞きしました。あわせて11ページの教育債で公民館整備事業債3,100千円、過疎対策事業債を借りるということなんですけども、この関係で以前私が質問しております修繕費の地元負担との関係、それと公民館の整備事業、各種対策の対象枠が広がったんだろうと思いませんけど、そのあたりご説明をお願い致します。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 財源の関係のご質問でよろしいですよ。私の方が過疎債の関係ですけども、過疎債についてはご存知のように過疎のソフト枠というのが出来ておりますけれども、今回この補正さして頂いておりますのは、そういった面ではなくて、ハード的な改修にならないかということで、予算計上さして頂きますけれども、協議、過疎の起債の協議については、まだ今後それが対象になるかどうかというのは協議しながら決めていくこととさして頂いております。

議 長 社会教育課長
社会教育課長 公民館修繕に係る地元負担の件でございますが、今回の件につ

きましては、雨漏りということで基盤の本体に係る分ということで、今回の件については負担金なしでさせていただきます。後の負担金につきましては、内容物等で屋根・天井の修繕とかそういうふうなのか追加であったら、その分は内部の工事ということで、負担頂くということで、また負担金枠については6月の議会の方で答弁させて頂きましたとおりに、平成30年を目途に負担金の軽減について検討していきたいと考えております。以上でございます。

議 長

向山議員

10 番 議員

今回の工事については駆体基幹的なものの修繕ということで、地元負担については不要だという見解でよろしいんですね。

議 長

社会教育課長

社会教育課長

はい、そのとおりでございます。

議 長

他にございませんか、戎野議員

9 番 議員

3点ほどお願いしたいと思います。まずは13ページですね、賦課徴収費町税費の中の固定資産土地鑑定評価委託料なんで454千円、これはどこに対して何件分の調査をお願いしていくのか、また地域を特定して、やっていこうとするのか。その委託について詳しくお願いしたいと思います。

2点目にですね、16ページの医療保健センターのいろんな光ケーブルの導入というか引込LANの引込とか、それに対する工事請負費17,325千円を計上しているんですが、これはどこの方へ委託をして請負していこうとするのか。

それから3点目にですね、ページ18ページの基本財産造成費の中の町有林整備委託料ですね、これは1.9haというふうに説明を受けましたが、どこに委託をしていこうとするのか。もしくは1haもしくはその価格の請負基準的なもんっていうんは考えておるんでしょうか、その点の説明をお願いしたいと思います。

議 長

総務企画課長

総務企画課長

医療保健センターの工事請負費で光伝送路の引込関係でございますけども、内容については光ケーブルの引込が80mぐらいあります。それから回線については情報系・基幹系等3回線ほど線の中へ引き込むわけなんですけど、それからその出口というのがまだ詳細的にまだ確定ではないですけど、約60カ所程度でございます。ですからそれからメディアコンバーターであったりルーターであったり、そういったそれを繋ぐ機器類も設置することでこれだけの費用になっておりますけれども、この業者選定につきましては、情報通信系の業者さんに委託することとなろうかと思っております。まだ業者についてはまだ選定しておりません。

それから林業費の町有林の整備の関係するご質問だったと思うんですけども、内容的にはケヤキが一番多くて600本ほど植えるんですけども、全体では1,900本の植栽をさして頂きます。それからそれを囲むように防御後ネットですかね、鹿等の被害を避けるために923mのネットをさして頂きます。それで個別の単価につきましては、もちろん1本ごとの単価からはじまりまして、ネットについてもメーターあたりいくらってというような、それから後、人権費そういうもろもろを積み上げた費用となっております。よろしいですか。委託先についても、これについても森林組合等の林業事業所さんに委託することとなりますけれども、まだ業者選定は行っておりません。以上です。

議 長 税務課長
税 務 課 長 私の方からは13ページの分について説明させていただきます。当初予算で組んでおりました金額の追加となっております。もともとは5,248,800円で組んでおりましたが、金額こちらの方の分の追加となっております。委託先につきましては、公益社団法人徳島県不動産協会に委託となっております。以上です。

議 長 税務課長
税 務 課 長 何軒分というかたちでは、ないんです。金額的にこちらの方の誤りで、追加となっております。当初の分の金額の追加となっております。

議 長 戎野議員
9 番 議 員 当初5,240千円では足りないということで追加すると、当初とこれの追加の含めて、どのぐらいの件数を鑑定評価するのか、どの地域を特定してするのか。その点をお伺いしたいと思います。

議 長 税務課長
税 務 課 長 申し訳ございません、当初は由岐地区24地点、日和佐地区57地点となっておりますが、今回の分を加えまして、今回の分を含めまして由岐地区と日和佐地区と両方合わせまして、この分に25地点の追加となっております。以上です。

議 長 税務課長
税 務 課 長 すいません、由岐地区につきましては、まず始めに24地点。日和佐地区が57地点となっております。

議 長 他にございませんか、岩瀬議員
岩 瀬 議 員 12ページの財産管理費の中の工事費で、4,000千円、600何万の中らの4,000千円ですけど、円柱をなんか移動するとか何とかいうんで、どういうこれやり方をするんですか。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

役場前で今ちょうど柱を新たに建てているのをお気づきになったかと思うんですけども、役場前にある電柱がN T Tの柱になっております。その柱を今回新たに建て替える、老朽化によるものと思うんですけども、建て替えるということでそこからまあいうたら電力さんももちろん転化してますしN T T柱に、その柱から美波町のこの庁舎の電気を取っているわけなんですけれども、電気の管理区分っていうんがあるらしいんですけども、そのN T T柱にのしている開閉器っていうんがございますけれども、そこから管理責任が分かれるらしいんですけども、その部分から役場前の部分について一度そちらへ新しい方へ移して、新しい柱ですね、移してまた新しく建った分に元へ返すっていうのが本来の移設やり方なんですけれども、今回やろうとしてますのはちょっと電力関係の方とご相談する中で、高圧の電線っていうことで非常にこう接続っていうのが難しいらしいんです。高圧電線を新たに付け加えて、今度道沿いにちょっと遠くなりますんで、2m程度ですけど、その分継ぎ足すとすると、その絶縁関係がうまくいかない場合があって、もしいかない場合であれば役場の電力が一時期止まってしまうというようなことが、恐れがあるということで、であればケーブルを、もうその延長分だけさらに変えればその問題はないっていうことで、ケーブルを換える、全て新しく繋ぐんでなくて新しく換えるっていうような、その工事にします。それともう1つその話の中で、次回またこういったような工事があった時に、これだけのまた費用がいるということで、これも助言頂いたんですけど、自営柱、引込に対して管理区分からは自営柱で管理しておけばこういった移設の費用が今後ともいらないだろうということで、自営柱を建てる費用も加えております。今、引き込んでるのがコミュニティホールのところから引き込んでいますけれども、あすこを止めまして西側の通路、西側の駐車場のところに細い町道があるんですけども、そちらをとおして今度役場裏側から入り込みまして、役場の議会事務局の下あたりに、2階のスペースにキューピグル置いてるんですけど、そこへ直接繋ぎこむというかたちで、今回工事をさせて頂くことになってます。で、非常に高額な費用なんですけれども、今後管理の上ではこういった方法がベストでないかということで、今回補正させて頂いております。以上です。

議長
2 番 議員

岩瀬議員

普通はそれって電力会社が普通は補うもん違うん、これ皆、一般家庭でも使いよう中で、高圧電線を引くけん付けて頂くやい

うことにはあってもやね、それが一家庭が負担するようなものではないと、電力会社が全部ある程度ほこまではやって頂いて、家庭の中のするやつは個人負担やろうけんど、これ町は後は電力会社の方がせないかんということではないんですかこれ。

議 長
総務企画課長

総務企画課長 当初、私も変な話だなあということで、いろいろお聞きする中でいろいろ調べたわけなんですけれども、やはり高压の引込の、先ほど言ったように管理区分ってというのがあって、高压を引き込んでいる場合はそこからこちらのほの移設等に係る費用については、その事業者が負担ってというような決まりになっているようでございます。以上です。

議 長
2 番 議員

岩瀬議員 しかし今までほやってせんでもやね、この町役場の電力の供給に対してよ、何も無かったのにやのにね、ほれをもういっぺんほやってせえやいうんはよ、別にする必要もないわけでしょ、ほなけど。

議 長
総務企画課長

総務企画課長 今回N T T柱でございまして、そこへ電力系の線もかかっているということでございます。今までといたしますか、ここの役場自体が建ってから変わっておりません。ですからその当時からずっと移設やいうことは発生してなかったわけでございます、今回そういった初めてそういった電柱の移設工事が発生して、今回費用がいるってことに気が付いたというところでございます。

議 長
2 番 議員
議 長
総務企画課長

岩瀬議員 町が電柱を移動せないかんけんということなんですか。
総務企画課長 発生原因はもちろんN T Tの老朽化、電柱の老朽化にあるんですけれども、これ自体はその取り決めっていうんがもう電力というか、そのN T Tも含めてどこまでを事業者が負担するかっていうのは決まってるということですので、その辺はまあご理解頂けたらと思います。

議 長

小休します。

(時に 15時33分)

(小休中)

(時に 15時33分)

議 長

再開します。

他に質疑ございませんか。

税務課長

税 務 課 長 すいません、先ほどの戎野議員からありました 13 ページの分の委託料につきまして、もう少しちょっとすいません 1 つ言葉足りませんでしたので、説明させていただきます。先ほど私の方で当初由岐地区 24 地点、日和佐地区 57 地点以外で新たに 25 地点ということで申し上げましたが、25 地点プラス予備としてあと 10 点分の分も含んでおりますので、初めに 25 地点と言いましたが、予備の 10 点を含まして 35 地点の分の委託料となっております。申し分けございませんでした。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
予備は 10 件は実際やるんっていうんでなくて、あくまでほれは別ということで、いうふうがいいんですか。

議 税 務 課 長 長 税務課長
そのとおりでございます。25 地点分は始めに組んでおりまして、後 10 地点につきましては、何か問題がございましたらその分については委託するというかたちをとっております。10 地点は予備ということをとっております。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
ということはそれは予備であって、あくまで計算に入っていないということで、1 件当たりこれ鑑定評価 53 千円余りになると思うんですが、これは高くはないんですか、これは。

議 税 務 課 長 長 税務課長
始めに組んでおりました分がつかまは、60 千円の分で標準宅地の分の鑑定料として組んでおりました。この分の残り分についての分につきましては、1 件が税込みで 12,960 円の 35 地点で今回は組んでおります。当初組んでいた分の金額の分は 60 千円の 81 件の消費税分ですけども、今回分の上げている分の追加の分につきましては、1 点税込みで 12,960 円の委託料となっております。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
ちょっと分かりにくいんですが、追加の分は安いんでどうしてほれは安くなるんですか。

議 税 務 課 長 長 税務課長
標準宅地の鑑定料の評価替えに関する分についての分路が 1 件が 60 千円かける 81 件の消費税となっております、私の方が今回分の後で追加の分に関係の分は、時点修正分の金額の分が抜けておりましたので、1 点が 12,960 円、税込み 12,960 円の 35 地点となっております。

議 長
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

- 北山議員
- 4 番 議 員 先ほど議長にお願いをしてありました、事前着工の件、議会に謝罪もなしに採決に進んでいくんですか、これちょっと議長進行の仕方おかしいんじゃないんですか。当然、事前着工、私が議員が質疑して初めてもう事前に切ったんが分かった中で、謝罪ぐらいはして、採決に臨むべきと思うんですが、おかしいんじゃないんですか。
- 議 支 所 長 支所長
- 議 支 所 長 議員ご指摘のとおり、もちろん予算議決を頂いて執行するのがもちろん基本中の基本というのはよく分かっておりましたが、先ほどもありましたように台風が接近しとるのと、もう1つハチ、スズメバチが実は寄ってきておりました、通学路になっているということで事前に着工させて頂きました。大変申し訳ございませんでした。以後、報告を致します。
- 議 長 これから、議案第48号「平成28年度美波町一般会計補正予算(第2号)」を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成 11 ・ 反対 0)
「起立多数」です。
よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
小休します。
(時に 15時39分)
(小休中)
(時に 16時00分)
- 議 長 再開します。
- 丸龍議員
- 1 1 番 議 員 先ほどの総務産業建設委員長報告の中で、その中に監査報告の前に正確にと私が読み上げましたこの文章の中に私が書いたんですが、「概ね」が抜けておりましたので、修正をお願いしたいと思います。
- 議 長 日程第8 議案第49号「平成28年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題と致します。
当局の説明を求めます。
保健福祉課長
- 保健福祉課長 (議案第49号の説明をする)
- 議 長 説明が終わりました、質疑を行います。
質疑ございませんか。

1 2 番 議 員 中川議員
当初課税によって決定したというんやけんど、この増えたって
いうんは、被保険者の数が増えたということでしょうか。どんな関
係で。

議 長 保健福祉課長
保健福祉課長 調定税額の確定は、保険者は実質減少しておりますが、まず所
得の状況で保険料が最初見込んでおりました、暫定的に見込んで
おりました税額がちょっと増えたということでございます。以上
です。

議 長 他にございませんか、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)

「討論なし」と認めます。
これから、議案第 49 号「平成 28 年度美波町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 50 号「平成 28 年度美波町簡易水道事業特別
会計補正予算（第 1 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

水道課長

水 道 課 長 (議案第 50 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 50 号「平成 28 年度美波町簡易水道事業特別
会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 51 号「平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 （議案第 51 号の説明をする）

議 長 説明が終わりました、質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員 今回の介護予防のケアマネージメント事業費ということで、これは臨時的な今回の措置なのか、その点ちょっと聞いておきたいと思います。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 ケアマネの増員についてでしょうか、ケアマネにつきまして、地域包括支援センターの方で、ちょっと退職される方がおいでること見越しての 28 年度引継も兼ねた増員になっております。以上です。

議 長 戎野議員

9 番 議 員 ということは、今後継続雇用をするというふうに理解しとったらいいんでしょうか。ということであれば、臨時でなくても正規職員として必要でなかろうかと思うんですが、その点いかがですか。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 継続雇用ではありますが、今、美波町では地域包括支援センターを直営で行っておりまして、ケアマネージャーでありますとか主任ケアマネ、後それと社会福祉士等につきましては、美波町の雇用というかたちでは臨時任用というかたちしかありませんので、今は身分的には臨時職員というかたちになっております。以上です。

議 長 保健福祉課長

小休します。

（時に 16 時 24 分）

（小休中）

（時に 16 時 26 分）

議 長 再開します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 51 号「平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成 11 ・ 反対 0 ）

「起立多数」です。

よって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

日程を延長します。5 時を過ぎると思うんで。

日程第 11 議案第 52 号「平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長
議 長

（議案第 52 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 52 号「平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成 11 : 反対 0 ）

「起立多数」です。

よって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 53 号「平成 28 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議 長

（議案第 53 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 53 号「平成 28 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成 11 ・ 反対 0 ）

「起立多数」です。

議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 請願について議題と致します。

請願第 1 号 臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

中川議員

小休します。

（時に 16 時 37 分）

（小休中）

（時に 16 時 40 分）

議長 再開します。

1 2 番 議員

どない説明やね、どない言うたらええか言うたら、私、農民運動徳島県連合会の会長から紹介議員になってくれということで頼まれました。それで紹介をしました。中身は臨時国会もう始まつとんですかね、そこで T P P 協定の批准が問題になると思うんですが、この T P P については以前から私も言うておったように非常に問題が多いと。それでどうしてか言うたら、1 つは関税の撤廃を謳っておりますが、これは農業に壊滅的な被害を及ぼすと。そして地場産業や経済にも大きな打撃を与えるという点で、これは賛成できないと。それから 2 つ目に非関税障壁の撤廃ということも謳っております。これも多国籍企業にとっては有利なことなんですけど、ただ私達にとっては食の安全が脅かされたり、医療制度が破壊されたり、もちろん保険とかも同じ、それから雇用も守れない。環境も大きな影響を受けると、こういうことで暮らしや安全を守る制度がことごとく壊される可能性があるのと、そういうことが 2 つ目。3 つ目は I S D S 情報といって、これは多国籍企業がその国の政府を相手取って損害賠償を求めると。こういうことでたばことか環境問題とか、すでにそういうことが起こっております。そういうことでこれは非常に問題が多い問題、協定であると、しかも担当大臣が疑惑で退陣したり、あるいは国会で提出された資料が真っ黒で何も国民に示されないと。そういう秘密に

含まれている。そしてまた政府自身が行った影響調査も過小評価していると、こういう様々な問題点があるので、ここは慎重に審議をしてもらいたいと思うんです。それで請願の趣旨については、この次の別紙に書いてあるとおりであります。読んで頂けたと思うんですが、読みましようか。私が言うたようなことがだいたい書いてあって、協定に参加している国でも議論が起こってあって、しかもアメリカの大統領候補が2人とも反対を表明していると、ほういうことで非常に流動的でもあるし、それを慌ててやる必要はひとつもないということで、この農民運動徳島県連合会の方から請願が出されております。請願項目は今国会でT P P協定の批准は行わないようにということであります。以上説明です。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

江本議員

3 番 議員 これ質疑ですけど、これ今、紹介議員の中川さんに聞いてもええんだらうか。請願のこの中身についてですけど、臨時国会でT P P協定を批准させないようにということで、最初のうちに参議院選挙で農協を基盤とする選挙区において統一候補が勝利したというように言われておりますが、これどういう基準でこういふような文言になつとるのか。我が選挙区においては、ほういうふうな問題ではなしに、野党じゃなしに与党の議員さん当選しておられます。だからこの文言については違和感を覚えるんですがどうですか。

議長 中川議員

1 2 番 議員 私が書いたんでないんで正確なことは言えませんが、おそらく想像ですけども、東北や北海道といったああいう農業の中心の県でみたら秋田以外ですか、秋田・北海道以外はこの反対する議員がとおったということじゃないかと想像しております。

議長 他に、北山議員

4 番 議員 私も聞かせてもらっていいですか。私も一次産業に携わるものとしまして、T P P協定については内容がまだはっきり分からなくていろいろ危惧しておるところです。そんなにも書いてありますが、日本が先んじて批准すべきではない。私もその様に思います、批准するまでもなく、この臨時国会で十分な審議を当然国会の方でして頂けるものと思いますんで、それを全面的に地方からやってくれとバックアップっていうんか、そういう議論をやってもらうような、そういう請願に変えて頂いた方がありがたいなあと思うんですけど、そこらのところはどうですかね。

議長 中川議員

1 2 番 議 員 はい、板野町だったと思うんですけど、ここは批准を行わないことじゃなしに、慎重に審議することというふうに変えて出したら全会一致でとうったということらしいです。だからほらまあ私としては、皆さんが賛成してくれるんだったらそれでもかまいませんけど。

議 長 北山議員

4 番 議 員 そういうことであれば、今、ここで採決をするのではなくて、議長も委員会に付託をするというような、そういう意思がありますんで、これの所管の委員会、産業建設委員会に付託をして、そこで十分また請願者も来て頂いて、そこらの内容を詰めて、再度議会で美波町議会で採決をするべきと思うんですが、そういう流れにした方がいいと思うんですが、議長もどうですか、ほういう流れにした方がいいと思うんで。

議 長 今ほんで、今のこの時点でこれが出てきとんをどうするかと、ほやってこのまま採決をしてやな、せざるをえんのんちゃうん。ほんで次はどうするかというな、次をどうするかというんはやな、それもみな考えたらええんちゃうん。これ今出とうことに対してやな、採決せざるをえんのんちゃうん、どうするかこうするかいうんは。

小休します。

(時に 16 時 50 分)

(小休中)

(時に 16 時 53 分)

議 長 再開します。

先ほど紹介議員からこの請願について取下げるという発言がございましたので、この今出てきとうこの議案に対しては取り下げると。

ほれは本人がまた一旦取り下げてやな、次出してくるかを、ほれは本人、本人が取り下げるんやけん。今回は、今はこれ取り下げるんやけんほっちは受けなしゃない。次出すんだったら、また次は次へ。議論するんだったらな、ほういう場をちゃんと議運の時にそういうような手順を踏んで、きっちりしてもうとかなんだらよ。

小休します。

(時に 16 時 54 分)

(小休中)

(時に 16 時 54 分)

議 長 再開します。

- 中川議員どうぞ。
- 1 2 番 議 員 委員会ですね、これで扱ってくれるんだったら取り下げるとい
ことよ。
- 議 長 小休します。
(時に 16 時 54 分)
(小休中)
(時に 17 時 00 分)
- 議 長 再開します。
中川議員
- 1 2 番 議 員 採決してもらいましょうか。
議 長 (4 番議員、退場)
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
寺下議員
- 8 番 議 員 これに関して討論したらいいんですよね、反対の立場で討論致
します。2 枚目の請願の内容に関しては、内容の①に関しては、
完全撤廃の例外について、日本は主要 5 項目に関しては確保済み
であり、他の交渉を 12 か国のうち日本以外の 11 か国はその例外
に関しては 0%から 1%にとどまっているのに対し、日本は現状
5%を確保できています。また 2 については、この規定はあくまで
協議を行うとされているだけで、協議の結果関税を撤廃する方向
で見直すことまでは求められていません。再協議を行ったとして
も、現状は日本の国益を害するものについては、合意すること
はないという状況だと私は考えています。以上の点から、事実とは
異なる部分があるように考えますし、また平成 27 年の 11 月 25
日に決定された総合的な T P P 関連政策大綱において、それぞ
れの農林水産業であるとか、重要 5 品目関連の規定も上げられて
おります。補正予算についても日本の農業政策であるとか、そう
いう一次産業の部分に関しても補正予算でも力を入れているとい
う現状もありますし、この大綱において本大綱と合わせ T P P につ
いて国民に対する生活かつ丁寧な説明・情報発信に努め、T P P
の影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全をきす
というふうに記されていますので、そういう部分も含めてやはりこ
の関連、T P P 関連については慎重に注視していかなければなら
ない課題であるかと思いますが、今回のこの請願に関しては反対
を致します。
- 議 長 賛成討論、戎野議員
- 9 番 議 員 私は T P P のこの協定に反対していく請願については、批准し

ないことについて賛成をしたいと思います。やはりこれは一次産業だけ、今一番中心は一次産業ですけど、そうでなくて例えば私達の一般の人が入っている国民健康保険、こういう制度はもう崩れてしまうと。なぜなら、今先ほど中川議員がおっしゃられましたように I S D S 条項というのがあって、国家と投資家との間の紛争解決要綱あって、その国にとって公共の利益をするために健康保険が今、日本は皆保険でできとんですが、それが投資家にとって不利益というふうに考えた場合は損害賠償でその制度を見直すことを求めることができる。それをせんかったらいわゆる国際投資紛争センターいうんですか、そういうところで訴えることが出来て、日本の本来の主権を損ねかねるというふうに思いますので、折角できた国民皆保険制度がですね、例えば自由診療や混合診療がさらに進んでいくと。そういうことでこれは医療の問題にも大きく影響してくるので、私は T P P の協定を批准しないことに賛成致します。

議 長 これから、請願第 1 号「臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願」を採決します。

お諮りします。

請願第 1 号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成 3 ・ 反対 7)

(賛成 7 番・9 番・12 番：反対 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番)

「起立少数」です。

よって、請願第 1 号は不採択とすることに決定しました。

小休します。

(時に 17 時 06 分)

(小休中)

(時に 17 時 07 分)

議 長 (4 番議員、着席)

再開します。

日程第 14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 16 各委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
これで
本日の会議を閉じます。
平成 28 年美波町議会第 3 回定例会を閉会します。
お疲れ様でした。

(時に 17 時 10 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 28 年 11 月 24 日

美波町議会議長

川尻竹蔵

議会議員

永本善次郎

議会議員

寺下博子